

令和3年度開設予定大学等 審査意見(第一次)

区分	公立
大学名	長野大学大学院
研究科等名	総合福祉学研究科 社会福祉学専攻(M)

審査意見		
	【大学等の設置の趣旨・必要性】	
1	<p>＜設置の趣旨が不明確＞</p> <p>学部から本研究科における教育研究の一貫性について、各段階における教育研究の位置付けと到達レベルを明らかにするとともに、学部と本研究科の具体的な連携方法を明確に説明すること。また、社会福祉学専攻と発達支援学専攻の基本理念は、いずれも分野横断的な特徴があるものと見受けられるが、本研究科において、両専攻を別に設ける必要性を改めて説明すること。【研究科共通】</p>	是正事項
2	<p>＜カリキュラム・ポリシーの適正性が不明確＞</p> <p>カリキュラム・ポリシーについて、ディプロマ・ポリシーの達成のために、どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施し、学習成果をどのように評価するかを定める基本的な方針になっているとは認められない。このため、カリキュラム・ポリシーを適切に改めるとともに、ディプロマ・ポリシー及び教育課程との対応関係について、明確に説明すること。【研究科共通】</p>	是正事項
3	<p>＜入学想定者が不明確＞</p> <p>本専攻の特色として、「入学対象者を狭い意味での研究・教育者志望に限定せず、社会福祉士等の福祉専門職も去ることながら、地域活動の従事者等広範な地域住民に対して広く学修の機会を提供する」ことを掲げている一方で、入学を想定している者は、一定程度の専門性を有している者を想定しており、その整合性に疑義がある。このため、本学の特色と入学想定者の整合性について、アドミッション・ポリシーも含めて明確に説明すること。【専攻共通】</p>	是正事項
	【教育課程等】	
4	<p>＜シラバスの内容が不明確＞</p> <p>「前提科目」、「発展科目」、「テキスト」、「指定図書」、「指定図書(課題図書)」、「参考書」の欄が空白となっているものが散見されるため、該当の有無を明らかにするとともに、必要に応じて適切に改めること。また、各欄の記載の有無を踏まえ、学生の事前・事後学修に支障がないことについても併せて明確に説明すること。また、「成績評価方法」について、「参加状況」や「授業参加の状況」など、具体的な評価内容が不明確なものが散見されるため、客観的な評価ができるよう具体的な記載に改めること。【研究科共通】</p>	是正事項
5	<p>＜学位論文の審査体制が不明確＞</p> <p>学位論文に係る審査体制について、公正かつ厳格な審査が可能か不明確である。このため、公正かつ厳格な学位論文に係る審査が可能か体制が構築されていることについて、明確に説明すること。【研究科共通】</p>	是正事項

審査意見

6	<p>【教員組織等】</p> <p>＜教員組織の将来構想が不明確＞ 教員の年齢構成が高齢に偏っていることから、教育研究の継続性を踏まえ、若手教員の採用計画や育成方針など、より具体的な教員組織の将来構想について明確に説明すること。【研究科共通】</p>	<p>是正事項</p>
7	<p>【名称、その他】</p> <p>＜図書等の整備計画が不明確＞ 本研究科の設置に当たり、教育研究上必要となる図書等の整備計画が不明確であることから、各専攻及び課程における教育研究内容の違いを踏まえ、適切な整備計画となっていることを明確に説明すること。【研究科共通】</p>	<p>是正事項</p>
8	<p>＜学生に対するサポート体制が不明確＞ 多様な学生を受け入れることを踏まえ、学生の有する能力等に応じた学修面のサポート体制が整えられていることを明確に説明すること。【M課程共通】</p>	<p>是正事項</p>
9	<p>＜書類不備＞ 本研究科のディプロマ・ポリシーの3. にある「他職種」という記載は、本分野の特性に鑑みれば「多職種」と記載することが適切と考えられるため、申請書全体の同記載について再点検を行った上で、適切に改めること。</p>	<p>是正事項</p>

令和3年度開設予定大学等 審査意見(第一次)

区分	公立
大学名	長野大学大学院
研究科等名	総合福祉学研究科 社会福祉学専攻(D)

審査意見		
	【大学等の設置の趣旨・必要性】	
1	<p>＜設置の趣旨が不明確＞</p> <p>学部から本研究科における教育研究の一貫性について、各段階における教育研究の位置付けと到達レベルを明らかにするとともに、学部と本研究科の具体的な連携方法を明確に説明すること。また、社会福祉学専攻と発達支援学専攻の基本理念は、いずれも分野横断的な特徴があるものと見受けられるが、本研究科において、両専攻を別に設ける必要性を改めて説明すること。【研究科共通】</p>	是正事項
2	<p>＜カリキュラム・ポリシーの適正性が不明確＞</p> <p>カリキュラム・ポリシーについて、ディプロマ・ポリシーの達成のために、どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施し、学習成果をどのように評価するかを定める基本的な方針になっているとは認められない。このため、カリキュラム・ポリシーを適切に改めるとともに、ディプロマ・ポリシー及び教育課程との対応関係について、明確に説明すること。【研究科共通】</p>	是正事項
3	<p>＜入学想定者が不明確＞</p> <p>本専攻の特色として、「入学対象者を狭い意味での研究・教育者志望に限定せず、社会福祉士等の福祉専門職も去ることながら、地域活動の従事者等広範な地域住民に対して広く学修の機会を提供する」ことを掲げている一方で、入学を想定している者は、一定程度の専門性を有している者を想定しており、その整合性に疑義がある。このため、本学の特色と入学想定者の整合性について、アドミッション・ポリシーも含めて明確に説明すること。【専攻共通】</p>	是正事項
	【教育課程等】	
4	<p>＜シラバスの内容が不明確＞</p> <p>「前提科目」、「発展科目」、「テキスト」、「指定図書」、「指定図書(課題図書)」、「参考書」の欄が空白となっているものが散見されるため、該当の有無を明らかにするとともに、必要に応じて適切に改めること。また、各欄の記載の有無を踏まえ、学生の事前・事後学修に支障がないことについても併せて明確に説明すること。また、「成績評価方法」について、「参加状況」や「授業参加の状況」など、具体的な評価内容が不明確なものが散見されるため、客観的な評価ができるよう具体的な記載に改めること。【研究科共通】</p>	是正事項
5	<p>＜学位論文の審査体制が不明確＞</p> <p>学位論文に係る審査体制について、公正かつ厳格な審査が可能か不明確である。このため、公正かつ厳格な学位論文に係る審査が可能か体制が構築されていることについて、明確に説明すること。【研究科共通】</p>	是正事項

審 査 意 見

6	<p>【教員組織等】</p> <p><教員組織の将来構想が不明確> 教員の年齢構成が著しく高齢に偏っていることから、教育研究の継続性を踏まえ、若手教員の採用計画や育成方針など、より具体的な教員組織の将来構想について明確に説明すること。【研究科共通】</p>	是正事項
7	<p>【名称、その他】</p> <p><図書等の整備計画が不明確> 本研究科の設置に当たり、教育研究上必要となる図書等の整備計画が不明確であることから、各専攻及び課程における教育研究内容の違いを踏まえ、適切な整備計画となっていることを明確に説明すること。【研究科共通】</p>	是正事項
8	<p><書類不備> 本研究科のディプロマ・ポリシーの3. にある「他職種」という記載は、本分野の特性に鑑みれば「多職種」と記載することが適当と考えられるため、申請書全体の同記載について再点検を行った上で、適切に改めること。</p>	是正事項

令和3年度開設予定大学等 審査意見(第一次)

区分	公立
大学名	長野大学大学院
研究科等名	総合福祉学研究科 発達支援学専攻(M)

審査意見		
1	<p>【大学等の設置の趣旨・必要性】</p> <p><設置の趣旨が不明確> 学部から本研究科における教育研究の一貫性について、各段階における教育研究の位置付けと到達レベルを明らかにするとともに、学部と本研究科の具体的な連携方法を明確に説明すること。また、社会福祉学専攻と発達支援学専攻の基本理念は、いずれも分野横断的な特徴があるものと見受けられるが、本研究科において、両専攻を別に設ける必要性を改めて説明すること。【研究科共通】</p>	是正事項
2	<p><カリキュラム・ポリシーの適正性が不明確> カリキュラム・ポリシーについて、ディプロマ・ポリシーの達成のために、どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施し、学習成果をどのように評価するかを定める基本的な方針になっているとは認められない。このため、カリキュラム・ポリシーを適切に改めるとともに、ディプロマ・ポリシー及び教育課程との対応関係について、明確に説明すること。【研究科共通】</p>	是正事項
3	<p>【教育課程等】</p> <p><ソーシャルワークに係る教育の充実> 本専攻における教育が「ソーシャルワーカーとして働く本学や他大学の卒業生に対して、学校教育の現場におけるスクールソーシャルワーカーの業務に関連した高度の知識と技能に関して教育指導を行う」ことを目的の一つにしていることに鑑み、基盤部門に配置された科目にソーシャルワークに係る教育内容を含めるとともに、必要に応じて、展開部門に配置された科目においても係る教育の充実を図ること。</p>	是正事項
4	<p><シラバスの内容が不明確> 「前提科目」、「発展科目」、「テキスト」、「指定図書」、「指定図書(課題図書)」、「参考書」の欄が空白となっているものが散見されるため、該当の有無を明らかにするとともに、必要に応じて適切に改めること。また、各欄の記載の有無を踏まえ、学生の事前・事後学修に支障がないことについても併せて明確に説明すること。また、「成績評価方法」について、「参加状況」や「授業参加の状況」など、具体的な評価内容が不明確なものが散見されるため、客観的な評価ができるよう具体的な記載に改めること。【研究科共通】</p>	是正事項
5	<p><学位論文の審査体制が不明確> 学位論文に係る審査体制について、公正かつ厳格な審査が可能か不明確である。このため、公正かつ厳格な学位論文に係る審査が可能な体制が構築されていることについて、明確に説明すること。【研究科共通】</p>	是正事項

審査意見

6	<p>【教員組織等】</p> <p>＜教員組織の将来構想が不明確＞ 教員の年齢構成が高齢に偏っていることから、教育研究の継続性を踏まえ、若手教員の採用計画や育成方針など、より具体的な教員組織の将来構想について明確に説明すること。【研究科共通】</p>	<p>是正事項</p>
7	<p>【名称、その他】</p> <p>＜図書等の整備計画が不明確＞ 本研究科の設置に当たり、教育研究上必要となる図書等の整備計画が不明確であることから、各専攻及び課程における教育研究内容の違いを踏まえ、適切な整備計画となっていることを明確に説明すること。【研究科共通】</p>	<p>是正事項</p>
8	<p>＜学生に対するサポート体制が不明確＞ 多様な学生を受け入れることを踏まえ、学生の有する能力等に応じた学修面のサポート体制が整えられていることを明確に説明すること。【M課程共通】</p>	<p>是正事項</p>
9	<p>＜書類不備＞ 「教育課程等の概要」における必修科目の単位数に不整合な点があるため、適切に改めること。また、本研究科のディプロマ・ポリシーの3. にある「他職種」という記載は、本分野の特性に鑑みれば「多職種」と記載することが適切と考えられるため、申請書全体の同記載について再点検を行った上で、適切に改めること。</p>	<p>是正事項</p>

令和3年度開設予定大学等 審査意見(第一次)

区分	私立
大学名	岩手保健医療大学大学院
学部等名	看護学研究科 看護学専攻(M)

審査意見		
	【大学等の設置の趣旨・必要性】	
1	<p><養成する人材像、ディプロマポリシーと修了後の進路の関係が不明確> 育成しようとする人材像やディプロマ・ポリシーにおいては教育者・研究者・臨床実務における管理者を設定しているが、修了後の進路については認定看護管理者や専修学校の教員を想定しており、研究者を養成することに重点を置いておらず、齟齬(そご)があるため、適切に改めること。</p>	是正事項
2	<p><ディプロマ・ポリシーの記載が不適切> ディプロマ・ポリシーについて、本来どのような能力を身に付けるべきか記載するところを、どのような人材であるかが記載されているため、適切に改めること。</p>	是正事項
3	<p><学生確保の見通しが不明確> 学生確保の見通しについて、県内他大学の既設修士課程の定員充足率や本学在学学生・県内医療機関等への進学意向調査をみる限り、在学生で卒業後すぐの進学を希望する者や医療機関等で進学を希望する者が必ずしも多いとは言えず、学生確保を十分に行えるか懸念が残る。このため、他大学の状況等や、例えば、遠隔教育の技法等本研究科の特色として挙げられている点を踏まえた分析を行うなど、学生確保の見通しについて改めて具体的に説明すること。</p>	是正事項
4	<p><学位の英語名称が適切か不明確> 学位の英語名称を「Master of Nursing in Science.」としているが、学位名称の趣旨や国際通用性について具体的に説明の上、必要に応じて適切に改めること。</p>	是正事項
5	<p><入学者選抜方法の妥当性が不明確> 社会人特別選抜試験は一般入学試験より試験科目数が少ないが、どのような考え方で試験科目の差異を設けているか不明確である。アドミッションポリシーに定める能力・適正をどのように確保しているのか具体的に説明すること。</p>	改善事項

審査意見

<p>6</p> <p>【教育課程等】</p> <p>＜教育課程の編成方針が不明確＞ 教育課程の編成方針について以下のとおり不明確な点があるので、それぞれ具体的に説明するか、適切に改めること。 (1)ディプロマ・ポリシー及びカリキュラムポリシーに掲げた看護学教育を主導できる能力や看護の教育能力について、教育能力を担保と思われる看護学教育特論は選択科目となっているなど、養成すべき人材像やディプロマ・ポリシーが教育課程内でどのように担保されているか不明確である。 (2)従来看護教育学における専門領域の視点にとどまらない教育・研究指導を行う旨の記載があるが、差異が不明確である。 (3)専門科目が全て選択科目になっており、専攻領域における高度の専門的知識・能力が体系的に学修できるか疑義がある。 (4)「看護学演習Ⅰ・Ⅱ」は、看護学特論での学修を基盤とすると記載があるが、例えば実際の授業科目で対応する科目の1つと思われる「基礎看護学演習Ⅰ」は履修条件が定められていないなど、適切な履修条件が設定されているか不明確な授業科目がある。</p>		<p>是正事項</p>
<p>7</p> <p>＜論文審査の体制が不明確＞ 論文審査体制については、2月に口頭又は筆記による最終試験及び論文審査を行うとあるが、最終試験の審査基準や実施体制が不明確であるので、具体的に説明すること。</p>		<p>是正事項</p>
<p>8</p> <p>＜遠隔教育の実施体制が不明確＞ 大学院設置の必要性の説明において、遠隔教育の技法も取り入れていく旨記載があるが、具体的にどのように取り入れるのか不明確であるので、具体的に説明すること。</p>		<p>改善事項</p>
<p>9</p> <p>＜シラバスの記載内容が不適切＞ シラバスの記載内容について、例えば「基礎看護学演習Ⅰ」では各回の授業項目や授業方法の内容が同一、「看護学教育特論」は成績評価方法が総合評価となっており具体的な評価基準や割合が不明確であるなど、不適切と思われる事例が散見される。全体について見直し、必要に応じて適切に改めること。</p>		<p>改善事項</p>
<p>10</p> <p>【教員組織等】</p> <p>＜教員組織の将来構想が不明確＞ 教員の年齢構成が比較的高齢に偏っていることから、教育研究の継続性を踏まえ、若手教員の採用計画など教員組織の将来構想を明確にすること。</p>		<p>是正事項</p>
<p>【名称、その他】</p> <p>特になし。</p>		<p>—</p>

令和3年度開設予定大学等 審査意見(第一次)

区分	私立
大学名	ヤマザキ動物看護大学大学院
学部等名	動物看護学研究科 動物看護学専攻(M)

審査意見		
	<p>【大学等の設置の趣旨・必要性】</p>	
1	<p>＜養成する人材像、ディプロマ・ポリシーと教育課程の関係性が不明確＞ 養成する人材像として、高度動物治療の研究・発展に貢献する人材等が挙げられているが、本研究科に動物看護学領域・動物人間関係学領域の2領域を設置することとの関係性が不明確である。それぞれの領域と養成する人材像、ディプロマ・ポリシーの関係について、履修モデルを示した上で明確に説明すること。</p>	是正事項
2	<p>＜アドミッション・ポリシー等が不適切＞ アドミッション・ポリシーについて、入学希望者の意欲等の記載はあるが、基礎的な知識の水準についての言及がないため、入学希望者に求める知識や能力を追記すること。また、推薦入試をはじめ、各試験の選抜方法においてどのような能力を求めるのか、合格水準も含め具体的に説明すること。</p>	是正事項
3	<p>＜設置の趣旨と受験資格の関係性が不明確＞ 学部教育を基盤にして動物看護学領域・動物人間関係学領域の2領域からの人材養成を目指すとの説明があるが、アドミッションポリシーや受験資格では知識・経験の記載がなく、一般入学試験の内容も2領域について基盤とすべき能力をそれぞれどのように測定するのか不明確であるため、適切に改めること。</p>	是正事項
4	<p>＜学生確保の見通しが不十分＞ 学生確保の見通しについて、東京都で設置されている大学院では定員を満たしている旨記載があるが、別に示されている一般財団法人日本動物保健看護系大学協会加盟大学の大学院の学生数を見ると、全国的な需要が必ずしも見込まれるものではない。また、在学生及び卒業生へのアンケート結果では、進学希望者は必ずしも多いとは言えず、学生確保に懸念が残る。既存学部の在学生の大学院進学率も算出などし、客観的な数値に基づいて明確に説明すること。</p>	是正事項
	<p>【教育課程等】</p>	
5	<p>＜ディプロマ・ポリシーと教育課程が不整合＞ 例えば、ディプロマ・ポリシーの「公衆衛生の専門知識を有し、社会に貢献できる教育・指導力、課題解決能力を習得している」について、カリキュラム・ポリシーで対応する履修科目として挙げられている「動物看護教育特論」は選択科目であるなど、ディプロマ・ポリシーと教育課程が不整合であるため、全体について見直し、適切に改めること。</p>	是正事項

審査意見

6	<p>＜教育課程における領域の設定が不明確＞ 動物看護学領域、動物人間関係学領域の2領域を設定することとされているが、以下の点が不明確であるため、2領域と教育課程全体の編成方針の関係について、明確に説明すること。 (1)どちらの領域を選択するかは学生本人の希望を踏まえて適切な指導を行う旨記載があるが、学生がどちらかの領域に偏在した場合対応できるか。 (2)選択科目について、全学生が選択できるのか、各領域内の学生のみが選択できるのか。</p>	是正事項
7	<p>＜動物人間関係学領域の内容が不明確＞ 動物人間関係学領域について、愛玩動物看護師の業務内容を受けて設定するとしているが、定義が明言されておらず、履修内容も公衆衛生学や犬の遺伝子ゲノム分析等の多様なものとなっており、体系だった領域の範囲となっているか不明確である。名称等も含め領域の定義・範囲に具体的に説明し、必要に応じて適切に改めること。</p>	是正事項
8	<p>＜既設学部との関係性が不明確＞ 既設学部との関係性について、以下の点が不明確であるので、具体的に説明すること。 (1)「学部教育を基盤に教育・研究を通して動物看護学領域および動物人間関係学領域の2領域から人材の養成を目指す」としているが、既設学部の領域体系からどのように2領域に展開していくか説明すること。 (2)既設学部において愛玩動物看護師の資格を取得したものにに対し、修士課程で学部の教育課程からどのように発展させた研究指導を行うか説明すること。</p>	是正事項
9	<p>＜授業科目が十分か不明確＞ 授業科目について、以下のとおり養成する人材像に照らすと不十分・不適切と思われる点があるため、適切に対応すること。 (1)ディプロマ・ポリシーとして「動物病院等において高度動物治療等に必要とされる動物看護学の専門知識を有し、課題解決能力等を習得している」旨設定されているほか、愛玩動物看護師等、実践的な能力を必要とする人材の養成を視野に入れている旨記載があるが、そういった人材を養成するために必要である実習・実験やインターンシップ等の実践活動に関する授業科目が設定されていないため適切に改めること。 (2)動物人間関係学領域における授業科目の内容について、愛玩動物・伴侶動物のうち犬が大半を占めている。愛玩動物看護師の業務内容を踏まえ、他の愛玩動物・伴侶動物についても充実させること。 (3)動物看護領域の研究能力の養成に必要であると考えられる、モデル実験動物を用いた研究活動や中・大型家畜に対応する授業科目が不明確であるため、具体的に説明するか、必要に応じて適切に改めること。 (4)動物看護学を俯瞰した際に重要となる、繁殖学・薬理学・栄養学といった学問分野についての言及がなく、対応する授業科目も明確ではないため、具体的に説明するか、必要に応じて適切に改めること。 (5)各授業科目について、「動物看護学」や「応用人間動物関係学」など広範な範囲を扱う科目がある一方で、「動物臨床検査学特論」など、限られた範囲を扱うものも散見される。各授業科目の位置付けや履修内容について確認し、必要に応じて適切に改めること。 (6)例えば、「動物看護学特論」は解剖学、生理学等の基礎的な内容を扱うが、基礎的な内容を学修するものとしては科目名が不適切である。履修内容に応じた科目名を設定すること。 (7)授業科目の必修・選択について、公衆衛生に関する科目は選択科目となっているため、必修とすること。また、「動物愛護・福祉特論」は選択科目となっているが、あらゆる動物を対象とした福祉は動物看護等の観点でも重要な科目であり、必修とすることが望ましい。</p>	是正事項

審査意見

10	<p><研究指導の体制が不明確> 研究指導について、研究指導体制や研究倫理審査が不明確であることから、関係規程等を提示しつつ具体的に説明すること。</p>	是正事項
11	<p><カリキュラム・マップの記載が不十分> カリキュラム・マップについて、各カリキュラム・ポリシーと各履修科目の対応性が明確でなく、各科目がどのようにディプロマ・ポリシーにつながるか明確でないので、対応が明確になるよう記載すること。なお、各履修科目についてナンバリング等を行い学習段階や順序等を明確化し、教育課程の体系的性を明示することが望ましい。</p>	是正事項
12	<p><学習成果の評価方法が不明確> 学修成果の評価方法について明確な方針の記載がなく、カリキュラム・ポリシーにも定められていないことから、適切に改めること。</p>	是正事項
13	<p><現職の社会人学生を受け入れるにあたっての対応が不明確> 学生確保の見通しでは、進学を希望する者11名のうち7名は卒業生の希望となっている等、一定数の社会人学生が入学することが想定されるが、長期履修などの研究指導上の配慮が不明確である。加えて、本学動物看護学部以外の修了者や修了後一定期間を過ぎた社会人学生が入学することも想定されるが、教育課程上の配慮の有無についても不明確である。それらの対応について、具体的に説明すること。</p>	是正事項
	<p>【教員組織等】</p>	
14	<p><教員組織の将来構想が不明確> 教員の年齢構成が比較的高齢に偏っていることから、教育研究の継続性を踏まえ、若手教員の採用計画など教員組織の将来構想を明確にすること。</p>	是正事項
	<p>【名称、その他】</p>	
15	<p><研究上必要な施設・設備が十分に整っているか不明確> 大学院専用の施設・設備として挙げられているのは研究室のみであり、他は全て学部生と共用することとされている。大学院生が研究を実施するにあたり十分な研究スペースが確保されているか、研究に支障なく施設・設備を利用可能であるか不明確であるので、具体的に説明すること。</p>	改善事項

令和3年度開設予定大学等 審査意見(第一次)

区分	私立
大学名	福井医療大学大学院
学部等名	保健医療学研究科 保健医療学専攻(M)

警告

審査意見

【大学等の設置の趣旨・必要性】

- | | | |
|---|---|------|
| 1 | <p><大学院設置の必要性が不明確>
以下の理由により、設置の必要性、養成する人材像等が不明確であるため、以下の点を明確にした上で、養成する人材像、3つのポリシー、教育課程が整合するよう是正すること。</p> <p>(1)養成する人材像では、「高度専門職業人の育成」や「研究者」などが示されているが、他方で、「研究者、教育者、高度医療実践者を養成」や「指導者の養成を教育目標」との説明になっていて、養成する人材像が不明確であり、各コース修了者がどのような場で活躍するのかも不明確である。</p> <p>(2)大学院設置の必要性として、多職種連携やチーム医療などについて説明されているが、これらは、本専攻分野の学部教育でも重要な教育とされており、これらが大学院の教育においてどのように取り扱われているのか不明確である。</p> <p>(3)大学院設置の必要性において、「地域への健康政策や地域住民個々の健康増進、疾病・障害予防、健康回復、並びに保健医療サービス提供者の教育や生産性向上に関する教育研究を行う」としているが、様々なリハビリテーション分野がある中で、「運動器リハビリテーション」と「神経系リハビリテーション」を設定していることの関係性が不明確である。とりわけ、「運動器リハビリテーションコース」では治療技術に特化しているように見受けられるが、設置の必要性との関係性が不明確である。</p> <p>(4)3つのコース(運動器リハビリテーションコース、神経系リハビリテーションコース、健康生活支援コース)を設け、異なる分野の人材を養成することとしているが、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーでは、3つのコースの専攻分野に対応している内容とはなっていない。また、養成する人材像に掲げられた「研究者、教育者、高度医療実践者」の養成に対応する内容にもなっておらず、各ポリシーの一貫性、整合性も不十分である。さらに、各コースを設定している理由と教育課程との対応関係が不明確である。</p> <p>(5)異なる専攻分野であるリハビリテーション学と看護学を別々の専攻とせず、1つの「保健医療学」としている必要性が不明確である。また、専攻分野を「保健医療学」としている一方で、「教育課程の編成の考え方及び特色」の項では、「保健医療学専攻を設置し、医療科学分野を置く」となっており、専攻分野の定義や位置付けが不明確である。</p> | 是正事項 |
|---|---|------|

審査意見

(6)各コースのうち、とりわけ「健康生活支援コース」は、看護学領域として位置付けられているのかどうか、また、学問的基盤である対象論や方法論がどのように取り扱われるのか不明確であり、看護学領域としてふさわしい内容となっているのか不明確である。

(7)コースの説明として、高度専門職業人養成も掲げている中で「研究コースの必要性」、「研究コースの養成する人材像」となっており、「研究コース」と説明されている理由が不明確である。

2

<入学者選抜が不明確>

是正事項

入学者選抜について、以下の点を修正するか明確にすること。

(1)中央教育審議会のガイドラインでは、アドミッション・ポリシーについて「入学希望者に対し、卒業認定の要件や入学後の学修に要する資質・能力等に照らして、入学に際して求められる基礎的な知識の水準や専攻分野への関心、意欲、態度などを示す」ことが求められるところ、示されたポリシーは、関心、意欲、態度に関する内容となっており、「入学に際して求められる基礎的な知識の水準」についての記載がないため修正すること。なお、別途指摘しているディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーを見直した上で、整合性のある内容に修正すること。

(2)大学院設置基準第14条の教育方法の特例を活用し、平日夜間に授業等を行うこととなっているが、入学者選抜において社会人入試などの設定もなく、どのようにして社会人学生を受け入れるのかが不明確である。社会人学生を受け入れる際の履修指導方法や教育上の配慮、社会人入試の設定などの取扱いを明確にすること。なお、学部新卒者を受け入れる場合、平日夜間の授業は負担となることも考えられるため、当該学生に対しての負担の有無や学修上の配慮などを明確にすること。

(3)入試区分として、一般入学試験と推薦入試試験が設けられているが、具体的な内容や評価基準が不明確である。

(4)資格を有していない者も受け入れる設置計画となっているが、アドミッション・ポリシーを踏まえた入学者選抜が可能なのか不明確である。

(5)入学者選抜において、外国語の学力の確認を行わないように見受けられるが、養成する人材像である「研究者、教育者、高度医療実践者」の養成が可能なのか不明確である。

(6)一般入学試験の入学資格に「本大学院が行う個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者」とあるが、「個別の入学資格審査」の具体的な内容が不明確である。

審査意見

3	<p><学生確保の見通し等が不明確> 学生確保の見通し等について、以下の点を明確にすること。</p> <p>(1)学生確保の見通しに係るアンケート調査において、「『進学したいと思う』が69人」となっているが、3つのコースの専攻分野に応じた内訳が不明であるため明確にすること。また、福井県と石川県における同分野の修士課程の入学定員の説明はあるが、充足状況が明らかでないため、明確にすること。</p> <p>(2)既設の保健医療学部リハビリテーション学科は、平成29年度開設以降、継続して定員超過率が0.85となっている。また、「主な私立大学院研究科別の志願者・入学者動向」において、平成30年度と31年度の実績が示されているが、「入学定員充足率(%)」が割れている分野もある。このため、中長期的に学生確保が可能なのか明確にすること。</p> <p>(3)アンケートの説明において、「実務年数は、『21年以上』180人(28.4%)が最も多く」となっているが、「進学したいと思う」と回答した者の実務年数を明確にするとともに、貴学で主として想定している実務経験の層と合致しているのかどうかを説明すること。</p>	是正事項
4	<p><社会人学生への配慮が不明確> 時間に制約があると考えられる社会人学生に配慮して、長期履修制度が整備されているのか明確にすること。</p>	是正事項
【教育課程等】		
5	<p><教育課程が不十分> 教育課程について、以下の例示のとおり不十分な点があるため、教育課程全体を検証し修正すること。</p> <p>(1)3つのコースを設置し1つの専攻とするのであれば、講義科目や演習科目において、コース共通の必修科目が必要と考えられるところ、「共通科目」及び「専門科目」は、「特別研究」を除き全て選択科目となっており、1つの専攻としている妥当性が不明確である。</p> <p>(2)資格を有していない者も受け入れる設置計画となっているが、資格の保有状況が異なる中で履修可能な教育課程の設定となっているのか不明確である。</p> <p>(3)「共通科目の構成」の説明では、「臨床実践者、研究者としての基本となる『倫理学特論』」を設けた」とされているものの、当該科目は選択科目となっており妥当性が不明確である。</p> <p>(4)1年次前期に、「研究方法論Ⅰ」「研究方法論Ⅱ」「統計解析評価学特論」が選択科目として設定されているが、修士論文作成に当たって学修効果が期待される配当年次となっているのか不明確である。また、当該授業科目は修士論文作成に当たって重要な科目であると考えられるが、選択科目となっており妥当性が不明確である。</p>	是正事項

審査意見

(5)「自身が学んできた領域の専門性に隣接した分野にも精通する事が大切である」とあるが、他分野を履修する履修条件が設定されていない。

(6)カリキュラム・ポリシー①に「コンサルテーション科目を必修科目とする」とあるが、教育課程には同科目の配置がない。

(7)専攻分野は、「保健医療学」となっているが、教育課程の専門科目の科目区分は「医療科学分野」となっている、整合性が不明確である。

(8)ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーと授業科目の対応関係が不明確であるため、カリキュラム・マップなどを示して明確にすること。

(9)ディプロマ・ポリシーうち、「① 建学の精神を理解し、人間に対してより寛容で温かみのある慈愛の精神を高めることができる」、「② 自らを律し、高度専門職としてふさわしい身なり、態度、言動、行動を職務遂行時、非遂行時を問わず実践することができる」とあるが、対応する授業科目が不明確であるとともに、このディプロマ・ポリシーの達成をどのように評価できるのか不明確である。

(10)「保健医療学」の説明において、「リハビリテーション、看護といった専門的知識を深めていくための研究に加え、それらを有機的に統合するための能力向上や組織運営に関する研究も含まれる」とあるが、ディプロマ・ポリシーにはその説明がない。また、共通科目には、該当科目が見受けられず、関連する専門科目と考えられる「専門職連携論」は選択科目となっているなど、設置の趣旨を踏まえた教育課程となっていない。

(11)「教育課程の編成、考え方」の「運動器リハビリテーションコース」の説明において、「運動器機能障害治療における基礎科学」や「評価・治療の基礎技術」などと説明されているが、他のコースを含め大学院修士課程の水準として適切に設定されているのか不明確である。

6 <履修モデルの妥当性が不明確>
履修モデルが示されているが、社会人や学部新卒者など、入学する学生の実務経験の有無、長期履修制度を活用した場合などの履修モデルが必要と考えられるため、作成すること。

是正事項

7 <研究指導の妥当性が不明確>
研究指導について、以下の点を明確にすること。

是正事項

(1)研究指導教員の決定に当たり、「希望する研究領域及び研究指導教員」の届出書を1年次4月に提出することとされているが、他大学出身の学生も想定される中で、入学直後に対応が可能なのか不明確である。

審査意見

(2)研究課題の提出が1年次の6月で、研究計画書の作成が7月から始まることになっている。授業の履修が始まってすぐに作成する設定であるが、学修を進めていく中で研究課題が見い出されることも想定されるため、研究課題の提出時期が妥当なのか不明確である。

(3)「研究指導教員及び副研究指導教員の決定」について、「各教員の研究分野との適合性も鑑みて、適切な研究指導教員と副研究指導教員をそれぞれ配置」とあるが、研究指導教員等の決定プロセスが不明確である。

(4)2回行うこととしている「中間発表会」について、最終試験で問われている内容との違いや、どのような構成メンバーで行うのか不明確である。

(5)「中間発表会Ⅱ(2年次10月)」は、「研究過程のほぼ最終的な経過を発表する場」として設定するとあるが、特に高度専門職業人養成の場合に対応できるスケジュールなのか不明確である。

(6)「修士課程履修指導及び研究指導の方法・スケジュール」において、「修士論文の執筆」が10月下旬から1月上旬と設定されているが、約2か月で修士論文を完成させることができるのか不明確である。

8 <修士論文の審査基準等が不明確>

修士論文の審査基準、最終試験に関する具体的な説明がないため、明確にすること。

是正事項

9 <授業内容が不十分>

授業内容について、以下に例示するとおり不十分であるため、授業科目全体を検証し修正すること。

是正事項

(1)授業科目名と内容が整合していない授業科目がある。(例えば、「国際医療学演習」は単に英語の授業となっている。健康生活支援特論Ⅱはスキントラブルが中心となっている)

(2)授業内容が学部レベルと考えられる授業科目がある。(コミュニケーション特論、運動器リハビリテーション特論Ⅰ、運動器リハビリテーション特論演習Ⅰ)

(3)「特別研究」のシラバスの授業計画は2年間分を6項目で示されており、各回の授業の内容が具体的ではない。また、1専攻で異なる専攻分野のコースを設ける計画であるため、学生が各年次において、コースの専攻分野の特性を踏まえ、どのように履修していくのか理解できるよう授業計画を修正すること。

審査意見

<p>10</p>	<p><シラバスが不十分> シラバスについて、以下に例示するとおり不十分であるため、シラバス全体を検証し修正すること。</p> <p>(1)例えば、授業内容が回数をまとめて記載されている科目や同じ授業内容が複数の回数に記述されている科目など全体的にシラバスの書き方が一貫していない。(倫理学特論、コミュニケーション特論など)</p> <p>(2)授業の内容に具体性がない授業科目がある。(プロフェッショナル特論、研究方法論Ⅰなど)</p> <p>(3)授業内の15回目に「確認テスト」を実施することとしている授業科目がある。(国際医療学演習)</p> <p>(4)「学生に対する評価」において、評価項目が示されているものの、その割合の記載がない授業科目(倫理学特論など)や、未記載の授業科目がある。(研究方法論Ⅱ)</p> <p>(5)「学生に対する評価」において、「演習への取り組み状況」、「毎回の出席状況」、「授業時におけるディスカッションへの参加度」など、客観的評価が可能なものか不明確なものや未記載の授業科目がある。(国際医療学演習、教育学特論、生涯発達学特論、健康生活論など)</p> <p>(6)「参考書・参考資料等」や「オフィスアワー」が未記載の授業科目がある。(専門職連携論、健康生活論など)</p> <p>(7)事前・事後学修についての記載がないため、明記することが望ましい。</p>	<p>是正事項</p>
<p>11</p>	<p>【教員組織等】</p> <p><コースごとの指導体制、教員負担が不明確> 指導体制等について、以下の点を明確にすること。</p> <p>(1)3つのコースにおいて、どの程度の学生を受け入れることを想定しているのか不明確であるため、当該人数を示した上で、十分な教育研究の指導が行える各専攻分野の学位や専門性を有する教員組織となっていることを明確にすること。</p> <p>(2)大学院設置基準第14条による教育方法の特例として、平日夜間に授業を行うこととしているが、教員組織13名のうち7名が60歳以上と高齢に偏っている。また、学部と兼務する教員も一定程度いるため、教員の過度な負担や研究時間の確保ができるのか不明確である。このため、各教員の時間割などを示して、教員負担を明確にするか、必要に応じて明確にすること。</p>	<p>是正事項</p>

審査意見

審査意見		
	【名称、その他】	
12	<p><学位の専攻分野の妥当性が不明確> 別途指摘しているとおり、「保健医療学」の定義について、養成する人材像、教育課程、研究科等の名称との整合性を明確にした上で、学位の専攻分野の妥当性を明確にすること。また、学位の英語名称について、「Master of Health and Medicine」となっている一方で、「研究コースの養成する能力」の項の説明では、「Master of Health Sciences」となっている。このため、英語名称についても、日本語名称との整合性に留意の上、国際的通用性のある名称に修正すること。</p>	是正事項
13	<p><大学院生の研究室の説明が不十分> 大学院生の研究室について、スペース、研究に必要な施設・設備など十分な研究環境が確保されていることを図面等を用いて説明すること。</p>	改善事項
14	<p><図書の利用方法が不明確> 「図書等の資料及び図書室の整備計画」の説明において、「国会図書館及び関連の業者に依頼して取り寄せることができる」とあるが、どのような業者に依頼するのかを説明すること。</p>	改善事項

令和3年度開設予定大学等 審査意見(第一次)

区分	私立
大学名	清泉女学院大学大学院
学部等名	看護学研究科 看護学専攻(M)

審査意見	
	【大学等の設置の趣旨・必要性】
1	<p><養成する人材像、ディプロマ・ポリシー、設置の趣旨の整合性が不明確> 養成しようとする人材像について、「看護学分野に関する幅広く深い学識を基礎として、それらを実務に応用する能力及び看護学研究に関する手法や能力を身に付けて、看護の現場で生じる諸課題を科学的に探究し、その成果を看護実践の充実に活(い)かすことのできる看護職者」としているが、具体性に欠け、設置の趣旨や修了後の進路を合わせても不明確である。加えて、ディプロマ・ポリシーは人材像と関連し「関連領域の幅広い知識の修得」「豊かな知的学識」「研究活動の実践能力」と研究能力にも言及しているが、修了後の進路を見ても研究者等の養成を想定しておらず、整合性が不明確であるため、それらについて具体的に説明すること。</p>
2	<p><設置の必要性が不明確> 本研究科を設置する必要性として、大学院設置に関する一般的な要望等の説明に終始しており、本学として地域における具体的な課題にどう対応したどのような看護人材が必要かの検討がなされていないため、より詳細に分析の上、説明すること。</p>
3	<p><学生確保の見通しが不明確> 学生確保の見通しについて、本学在学学生・県内医療機関等へ従事している看護師への進学意向調査をみる限り、在学学生で修士の学位取得を希望する者は1名、2020年度の受験希望者は8名であるほか、近隣大学の入学定員充足率も考慮すると、8名の入学定員に対し中長期的に十分な学生確保を行えるか懸念が残る。客観的な数値に基づいて、学生確保の見通しについて改めて具体的に説明すること。</p>
4	<p><入試選抜方法が不明確> 入試選抜方法について、例えば以下に示す事項等、不明確な点が散見されるので、具体的に説明するか、適切に改めること。 (1)評価基準の具体的な記載がなく、不明確。 (2)一般入学試験について「学力試験として外国語及び専門分野に関する筆記試験」とあるが、外国語や専門分野とは具体的に何を指すのか不明確。 (3)推薦入学試験は一般入学試験から学力試験を免除したのみであり、アドミッション・ポリシーに定める能力をどのように担保しているのか不明確。 (4)入試形態ごとの入学想定者数が不明確。</p>
	【教育課程等】
5	<p><養成する人材像と教育課程の整合性が不明確> 養成する人材像として「指導的立場で活躍できる看護職者」を挙げているが、指導力を修得するための授業科目と思われる「看護管理特論」や「看護教育学特論」は選択科目となっており、整合性が不明確であるので、具体的に説明するか、適切に改めること。</p>

是正事項

是正事項

是正事項

是正事項

是正事項

審査意見

6	<p><教育課程が十分か不明確> 教育課程について、カリキュラム・ポリシーがそれぞれの科目に対応するか明確になるよう適切に見直すとともに、以下の不明確な点について、具体的に説明するか、適切に改めること。 (1)ディプロマ・ポリシーに掲げる「研究活動を実践できる能力」に対応する授業科目として、看護研究方法ないしは看護特別研究のみを挙げている。これらの授業科目のみで十分な研究能力を修得できるか疑義があるので、研究能力をどのように醸成するか詳細に説明すること。 (2)専門教育科目において「発達・ヘルス支援看護学」「包括ケア看護学」の2領域を設定するとあるがそれぞれの領域の構成が不明確であり、全科目が選択必修科目となっているなど、ディプロマ・ポリシーに掲げる能力を修得するために十分な内容となっているか懸念がある。</p>	是正事項
7	<p><授業の時間割や配当単位数が不明確> 授業の時間割や配当単位数について以下の点が不明確なので、具体的に説明すること。 (1)教育・研究指導体制の状況を判断するために重要な授業科目の具体的な開催日程等が不明確であるため、どの時間にどの授業科目を実施するか、科目・担当者等の記載がある時間割を示すこと。 (2)「看護研究方法」について、半期の15回の授業で単位数が4単位となっており、正当な単位数か疑義がある。単位の配当の考え方について具体的に説明すること。</p>	是正事項
8	<p><研究指導体制が不明確> 研究指導において、例えば、以下の点が不明確であるので、具体的に説明するか、適切にあらためること。 (1)中間報告会、審査会等が多数の会が開催されることとなっているが、それぞれの会にはどのような体制か、どのようなことを目的として行うかや、それぞれの評価基準等が不明確である。 (2)学位論文審査において、審査基準が不明確である。 (3)学位論文審査において、主査がどうなるか等の審査体制が不明確である。 (4)学位論文発表会の位置付けや、具体的に何をどのように行うかが不明確である。</p>	是正事項
9	<p><学修成果の評価方法が不明確> 学修成果の評価方法について明確な方針の記載がなく、カリキュラム・ポリシーにも定められていないため、適切に改めること。</p>	是正事項
10	<p><シラバスの記載内容が不適切> シラバスの記載内容について、授業内容が不明確なものや成績の評価基準が「総合評価」等客観的でないものが散見されるため、適切に改めること。</p>	改善事項
	【教員組織等】	
11	<p><教員組織の将来構想が不明確> 教員の年齢構成が比較的高齢に偏っていることから、教育研究の継続性を踏まえ、若手教員の採用計画など教員組織の将来構想を明確にすること。</p>	是正事項

審査意見

12	<p>【名称、その他】</p> <p><記載不備> 例えば、ディプロマ・ポリシーについて申請書本文では単に「学位授与の方針」と記載されている一方で附属資料では「学位授与の方針(DP)」とされていたり、カリキュラム・ポリシーについて「教育課程編成・実施の方針」と表現する一方で「教育課程の編成の考え方」と表現されていたりする個所があるなど、不整合な点が多くみられるので、申請書全体の再点検を行った上で適切に改めること。</p>	<p>是正事項</p>
----	---	-------------

令和3年度開設予定大学等 審査意見(第一次)

区分	私立
大学名	長野保健医療大学大学院
学部等名	保健学研究科 保健学専攻(M)

審査意見		
	【大学等の設置の趣旨・必要性】	
1	<p><養成する人材像とディプロマ・ポリシーの関係性が不明確> 養成する人材像の具体的な活動分野としてケア提供システム分野、人間発達ケア分野、健康コミュニティ分野の3分野が挙げられているが、ディプロマ・ポリシーは当該分野共通のものとして1つのみ掲げられており、関係性が不明確であるため、具体的に説明すること。</p>	是正事項
2	<p><養成する人材像と3ポリシー、教育課程の関係性が不明確> 養成する人材像の具体的な活動分野として(1)ケア提供システム分野、(2)人間発達ケア分野、(3)健康コミュニティ分野の3分野が挙げられているが、ディプロマ・ポリシーは当該分野共通のものとして1つのみ掲げられており、基礎となる学部の学問分野との関係も明記されていないため、人材像と3ポリシー、教育課程の整合性が不明確である。また、例えば(1)は医療機関及び地域の保健医療チームのマネジメント、(3)は公衆衛生の課題に多職種で協働するチームの核となるなど、その差異が曖昧である。これら不明確な点それぞれについて、具体的に説明すること。</p>	是正事項
3	<p><設置の趣旨・必要性が不明確> 本研究科を設置する必要性として長野県北信地域において医療専門職を養成する大学院が存在しないことを理由として挙げているが、地域内の医療従事者へのアンケート調査において進学を勧奨したいという者が3割程度であるなど、具体的な活動分野としているケア提供システム分野、人間発達ケア分野、健康コミュニティ分野が長野県北信地域の人材ニーズと対応しているか、不明確である。同地域の高齢者ケアの現況も踏まえ、養成する人材像と地域ニーズの対応について具体的に説明すること。</p>	是正事項
4	<p><アドミッション・ポリシーと入学者選抜の関係性が不明確> アドミッション・ポリシーとして、「保健学領域に関する基礎的な学力と実務能力を有する」こと等を挙げているが、入学試験受験資格はそれらの条件を課していない。また、学力試験等においても保健学領域に関する基礎的な学力を問う試験が課されておらず、アドミッション・ポリシーに掲げる人材を選抜できるかや3分野との関係性が不明確である。受験資格や選考方法がアドミッション・ポリシーや3分野に対応したものとなるよう、適切に改めること。</p>	是正事項
	【教育課程等】	
5	<p><基礎となる学部との教育課程の関係が不明確> 基礎となる学部である看護学部・保健科学部の学問分野を統合した研究科を設置するとしているが、一方でケア提供システム分野、人間発達ケア分野、健康コミュニティ分野の3分野に専門科目が分類されており、関係性が不明確である。3分野について、基礎となる学部の学問分野とどのように対応しているのか、明確にすること。</p>	是正事項

審査意見

6	<p><授業科目の必修・選択の設定が不適切> ディプロマ・ポリシー「研究・教育活動による後進を育成する能力」を修得するための授業とされている「保健医療教育論」「保健医療教育実践論」や、ディプロマ・ポリシー「高度専門的職業人に必要な広範な知識を持ち、他の専門職と議論を通じて考えを共有できる能力」を修得するための授業とされている「英語文献購読」など、ディプロマ・ポリシーに位置付けられている授業科目の必修・選択の設定について、適切に改めること。</p>	是正事項
7	<p><授業科目の内容等が不適切> 授業科目の内容等について、以下の例の様に不適切と思われる点が散見されることから、全体について見直し、適切に改めること。 (1)ディプロマ・ポリシーとして挙げられている高い倫理観をもって保健医療福祉分野に関する専門職として取り組む能力に対応する履修科目として「医療倫理学」を必修としているが、同科目の履修内容で医療倫理観が修得できるか不明確である。 (2)「ケア提供システム演習Ⅱ」など、演習系の科目で研究計画書の作成まで行っている。 (3)「英語文献講読」について、単に文献を講読するのみでは大学院教育にふさわしい科目名称とは言えない。 (4)授業の到達目標について、例えば「医療倫理学」において、「自分の言葉で表現できる」など、大学院教育の到達目標として不適切であると思われる科目が散見される。</p>	是正事項
8	<p><授業科目の評価方法が不明確> 授業科目の評価方法について、以下の点が不明確であることから、明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。 (1)学修成果の評価方法について明確な方針の記載がなく、カリキュラム・ポリシーにも定められていないことから、適切に改めること。 (2)シラバスに記載されている評価方法について、以下の例のように不明確かつ客観的評価ではないと思われる科目が散見されるので、全体について見直し、適切に改めること。 ・「多職種連携論」では評価項目としてグループワーク参加状況が挙げられている。 ・「人間発達ケア演習Ⅱ(作業療法学)」では、論理性・妥当性・新規性の観点から評価するとされており、特に「新規性」の項目は評価基準として不明確。</p>	是正事項
9	<p><修士論文の審査体制が不明確> 審査会の構成において、例えば以下に示されるように不明確な点があるので、全体について見直し、必要に応じて適切に改めること。 (1)主査は研究指導教員(担当する研究課題を除く。)とあるが、具体的にどのような者が充てられるのか、副研究指導教員が充てられる可能性があるのか、など不明確である。 (2)論文の評価基準について「ディプロマ・ポリシーに該当する能力を有することを確認する」とあるのみで、具体的にどのような基準で審査を行うのか不明確である。 (3)審査員の仮決定後、正式な審査員の決定のタイミングが不明確である。</p>	是正事項
10	<p><シラバスの記載方法が不明確> シラバスの記載内容について、以下の例のように不明確又は不適切と思われる科目が散見されるので、全体について見直し、適切に改めること。 (1)論理性・妥当性・新規性の観点から評価するとされているなど、評価基準が具体的でないもの(「人間発達ケア演習Ⅱ(作業療法学)」)。 (2)授業回数が目途も含め一切の記載がないもの(「保健学特別研究」)。 (3)到達目標について、「～を理解する」など観察可能な目標が一切記載されていないもの(「ケア提供システム特論」)。</p>	改善事項

審査意見

(4)授業内容が標題のみで具体的に示されておらず、テキストも示されていないもの(「保健医療マネジメント論」)。
 (5)授業内容の差異が分からないもの(「保健医療研究法」)。

【教員組織等】

11 <研究指導補助教員数が大学院設置基準を満たしていない>
 研究指導補助教員数について、大学院設置基準の規定を満たしていないため、適切に改めること。 是正事項

12 <教員組織の将来構想が不明確>
 教員の年齢構成が比較的高齢に偏っていることから、教育研究の継続性を踏まえ、若手教員の採用計画など教員組織の将来構想を明確にすること。 是正事項

【名称、その他】

13 <研究上必要な施設・設備が十分に整っているか不明確>
 大学院専用の施設・設備として挙げられているのは研究室のみであり、他は全て学部生と共用することとされている。大学院生が研究を実施するにあたり十分な研究スペースが確保されているか、研究に支障なく施設・設備を利用可能であるか不明確であるので、具体的に説明すること。 改善事項

令和3年度開設予定大学等 審査意見(第一次)

区分	私立	警告
大学名	岐阜保健大学大学院	
学部等名	看護学研究科 看護学専攻(M)	

審査意見		
	<p>【大学等の設置の趣旨・必要性】</p>	
1	<p><設置の趣旨・必要性に関する説明が不十分> 以下のとおり設置の趣旨・必要性に関する説明が不十分なため、明確に説明すること。</p> <p>(1)看護学部看護学科の完成年度前に大学院を開設する理由が不明確であることから、客観的根拠に基づき必要性を明確に説明すること。</p> <p>(2)本研究科に3つのコース(研究コース、保健師コース、助産師コース)を設けているが、コースごとの趣旨・目的、研究内容、専門性が不明確である。同一の研究科に目的も異なる3コースを設置する理由が不明確であることから、大学が担うべき目的や役割と関連して、それぞれの必要性を明確に説明すること。例えば、助産師コース及び保健師コースにおいては資格取得に関する説明はあるが、どのような研究をするかは不明瞭であるため、明確に説明すること。</p>	是正事項
2	<p><養成する人材像と3つのポリシーの整合性が不明確> 養成する人材像と3つのポリシーの整合性が不十分で不明確であるため、図示などにより明確に説明すること。</p>	是正事項
3	<p><助産師コースと保健師コースの学部との違いが不明確> 本学大学院の助産師コース及び保健師コースでは、「より高度な専門職」としての助産師、保健師を養成する旨説明があるが、これらのコースは保健師国家試験受験資格及び助産師国家試験受験資格の取得を主としており、学部や専攻科での教育との違いが不明確であるため、その違いを明確に説明すること。</p>	是正事項
4	<p><入学者選抜に関する説明が不十分> 入学者選抜の方法として、小論文、専門科目(筆記試験)、口述試験を実施する旨説明があるが、アドミッション・ポリシーに、入学前に習得しておく能力やその水準が示されておらず、また、コースごとの違いも不明確であるため、適切に実施されることを明確に説明すること。</p>	是正事項
5	<p><人材需要の説明が不十分> 厚生労働省「平成30年衛生行政報告例(就業医療関係者)の概況」に基づき、保健師及び助産師の社会的人材需要の説明があるが、岐阜県において保健師及び助産師の需要があるか不明確であるため、岐阜県のニーズを踏まえた客観的根拠に基づき、改めて説明すること。</p>	是正事項

審査意見

【教育課程等】

- | | | |
|---|---|------|
| 6 | <p>＜各コースの必要単位数について懸念＞
本研究科については、30単位の履修で修了要件を満たすとしているが、保健師コース・助産師コースの学生はいずれも33単位を追加履修する必要がある。研究コースも含めた各コースのディプロマ・ポリシーでは、いずれも研究能力を身に付けることを定めており、保健師コース・助産師コースでは必要な研究時間を学生が確保できるか明確にした上で、必要に応じて適切に改めること。</p> | 是正事項 |
| 7 | <p>＜ディプロマ・ポリシーと教育課程の関連が不明確＞
ディプロマ・ポリシーと教育課程の関連について、表で説明されているが、ほとんどの科目が選択科目であるため、どのように能力を身に付けることができるか不明確である。履修モデルと併せて明確に説明するとともに、必要に応じて教育課程を見直すこと。
具体的に、ディプロマ・ポリシーの「高度な専門的知識と多様な視点を持ち、看護課題の解決に貢献できる実践力を身につけている」と特に関連すると考えられる「看護理論特論」が選択科目になっているが、どのようにこの能力を身に付けることができるか明確に説明すること。</p> | 是正事項 |
| 8 | <p>＜授業内容の説明が不十分＞
教育課程全般において、大学院レベルの内容が不足している。例えば、「英語抄録の書き方」など、実用性のみを重きを置いた内容を実施するなど、本来、学部で学修する内容の科目が散見されるため、シラバスを網羅的に確認した上で、論文公表における研究者の使命や研究における国際ルールの観点を含めるなど授業内容を適切に見直すこと。</p> | 是正事項 |
| 9 | <p>＜研究科目の授業計画等が不明確＞
研究科目の授業計画等について、以下の観点が不明確なため、具体的に説明するとともに、必要に応じて修正すること。</p> <p>(1)シラバスにおいて「特別研究」と「課題研究」の違いが不明確である。また、これらの授業内容を見ると、研究計画書や修士論文の作成が中心で、研究指導の観点が不足していることから、それぞれの科目の役割を明確にした上で、授業内容を適切に改めること。</p> <p>(2)学位論文に係る審査体制について、どのような教員が主査を務めるかなど不明確であるため、公正かつ厳格な学位論文に係る審査が可能な体制が構築されていることを明確に説明すること。</p> <p>(3)1年次に実施する研究計画書(案)発表会や学位論文審査会に関する説明が不十分であるため、明確に説明すること。</p> | 是正事項 |

審査意見

10	<p><実習に関する説明が不十分> 実習に関する以下について、具体的に説明するとともに、必要に応じて修正すること。</p> <p>(1)実習先との連携について、具体的な協議を行う時期や回数、実習中の連絡体制が不明であるため、巡回指導と併せて明確に説明すること。</p> <p>(2)説明のある実習計画について、実習期間(日数)に不足があるため、指定規則の基準を満たしているか確認の上、適切に見直すこと。</p>	是正事項
11	<p><シラバスの記載が不明確> シラバスについて、以下の観点が不明確なため、具体的に説明するとともに、必要に応じて修正すること。</p> <p>(1)「看護倫理特論」など複数の科目の授業内容が複数回にわたって同一内容が記載されているため、適切に修正すること。</p> <p>(2)複数の科目において、シラバスの成績評価に「受講態度」と記載があるが、その内容が不明確であるため、単なる出欠状況ではないことを明確に説明すること。例えば、「臨床認知症学特論」の科目の成績評価には「受講態度(40%)」と記載があり、非常に高い割合となっている。明確に説明するとともに、必要に応じて修正すること。</p>	是正事項
12	<p>【教員組織等】</p> <p>教員の年齢構成が比較的高齢に偏っていることから、教育研究の継続性や実習の巡回指導への配慮などを踏まえ、若手教員の採用計画など教員組織の将来構想を明確にすること。</p> <p>【名称、その他】 特になし</p>	是正事項

令和3年度開設予定大学等 審査意見(第一次)

区分	私立
大学名	第一薬科大学大学院
学部等名	薬学研究科 薬学専攻(D)

審査意見		
	【大学等の設置の趣旨・必要性】	
1	<p><ディプロマ・ポリシーと設置の目的が不整合> 設置の趣旨やディプロマ・ポリシーにおいては、統合医療を研究・目的の一つとして掲げているが、基本計画書における大学院の目的、学部の目的等においては統合医療についての言及がないため、適切に改めること。</p>	是正事項
2	<p><学生確保の見通しが不明確> 学生確保の見通しについて、既設の薬学部における過去の入学定員充足率が高いとは言えないことに加え、既設学部の在学生アンケートをみる限り、卒業後すぐに大学院への進学を希望する者が少数であることを踏まえ、学生確保を十分に行えるか懸念が残る。このため、客観的な根拠に基づいて学生確保の見通しを具体的に説明すること。</p>	是正事項
3	<p><外国人留学生への対応が不明確> 外国人留学生の積極的な受入れを図るとあるが、資格要件・履修指導・生活指導等についての記載がない。外国人留学生の、経費支弁能力の確認、入学後の履修指導、生活指導、在籍管理体制について明らかにすること。</p>	是正事項
4	<p><入学者選抜が不明確> 入学者選抜について、以下の点が不明確であることから、明確に説明すること。 (1)募集人員は各選抜方法合わせて2名としており、複数設けられている選抜方法の優先順等が不明確なため、明確に説明すること。また、選抜全体の採用方針についても明確に説明すること。 (2)アドミッションポリシーでは「薬学に関する基礎的学力と研究技術を身に着けている」学生を受け入れることが求められているが、例えば社会人入試においては、出願資格において必ずしも大学の薬学分野に関する履修経験を求めておらず、専門科目等も課していないことから、同項目に基づいた学生を選抜できるか明確ではない。各選抜方法において、当該能力をどのように判定するのか、具体的に説明するか適切に改めること。</p>	是正事項
	【教育課程等】	
5	<p><学修成果の評価方法や学位審査の体制が不明確> 学修成果の評価方法や学位審査の体制について、概略の説明のみで一般的に不明確であることから、学習成果の評価方法や学位審査に関する内規・規程、同審査における審査体制の規程等、プロセスの全体が分かる資料を示すこと。</p>	是正事項
6	<p><教育研究の国際化に対する教育課程への反映が不明確> 設置の趣旨において、大学の教育研究に関する国際化の積極的な取組の必要性が記載され、ディプロマ・ポリシーにも国際的視点から医療と薬学の諸問題に対応できる人材の養成がうたわれているが、本研究科の教育課程においてどのような取組を実施していくか不明確であり、具体的に説明すること。</p>	改善事項

審 査 意 見

【教員組織等】

特になし。

【名称、その他】

特になし。

令和3年度開設予定大学等 審査意見(第一次)

区分	私立
大学名	福岡看護大学大学院
学部等名	看護学研究科 看護学専攻(M)

審査意見		
	【大学等の設置の趣旨・必要性】	
1	<p>＜設置の趣旨・必要性に関する説明が不十分＞ 「口腔から全身への健康支援に対する理解を深め、看護の研究活動を遂行する能力の修得を目指す」教育という特色が示されているが、口腔の位置付けや看護との関連性が不明確であり、かつ看護の専門性が不十分である。また、本学の特色として掲げている「地域包括ケア」が口腔をどのように関連するかも不明確であるため、設置の趣旨・必要性を整理の上、本学の特色を改めて説明すること。</p>	是正事項
2	<p>＜卒業後の進路が不明確＞ 本研究科修了後、どのような進路を想定しているか不明確であるため、養成する人材像を踏まえ、明確に説明すること。</p>	是正事項
3	<p>＜入学者選抜に関する説明が不十分＞ 入学者選抜について、前期及び後期の定員や社会人入試の有無や合否判定の方針が不明確であるため、アドミッション・ポリシーとの関連を踏まえ、入学者選抜について改めて明確に説明すること。</p>	是正事項
4	<p>＜学生確保の見通しの説明が不十分＞ 本学の在学者や福岡県内の医療機関等に勤務している看護職者等を対象に入学意向調査を実施し、その結果をもって学生確保の見通しを説明しているが、福岡県には競合となる大学院(修士課程)が多く、口腔を起点とした看護学という特色で、長期的に学生を確保できるか懸念があるため、客観的根拠に基づき、競合校を踏まえた学生確保の見通しについて、改めて明確に説明すること。</p>	是正事項
5	<p>＜人材需要の説明が不十分＞ 人材需要については、医療機関等に対してアンケート調査を行っているが、同アンケート内では看護実践や看護継続教育の質の向上に貢献できる人材等の需要の質問をしており、本学が特色として示す「口腔から全身への健康支援に対する理解を深め、看護の研究活動を遂行する能力の修得した」人材の需要が不明確である。客観的根拠に基づき、改めて説明すること。</p>	是正事項

審査意見

6	<p><社会人等への配慮に関する説明が不十分> 社会人等の学生に対する配慮として「集中講義」を実施する旨説明があるが、社会人学生になじまないため、欠席した学生への支援体制を説明するとともに、必要に応じて夜間開講を実施するなど社会人等への配慮を充実すること。また、教員の負担についても併せて説明すること。</p>	改善事項
【教育課程等】		
7	<p><養成する人材像、ディプロマ・ポリシーと教育課程の関連が不明確> 養成する人材像、ディプロマ・ポリシーと教育課程の関連が不明確であるため、以下について明確に説明すること。</p> <p>(1)養成する人材像として「看護指導者を目指す人材」と掲げているが、関連する科目と考えられる「看護教育特論」が選択科目であるなど、養成する人材像と教育課程の関連が不明確であるため、明確に説明すること。</p> <p>(2)ディプロマ・ポリシー1に「口腔を起点として全身の健康を支援する看護実践の質的転換を図る能力を身に付けている。」と掲げており、教育課程において関連する科目と考えられる「口腔医療看護特論」が必修科目ではあるが、口腔から看護学への発展についてをどのように学修するか不明確であるため、明確に説明するとともに、必要に応じて教育課程を見直すこと。</p>	是正事項
8	<p><授業内容の説明が不十分> 教育課程全般において、大学院レベルの内容が不足している。例えば、「対人関係特論」など、実用性のみを重きを置いた内容を実施するなど、本来、学部で学修する内容の科目が散見されるため、シラバスを網羅的に確認した上で、論文公表における研究者の使命や研究における国際ルールの観点を含めるなど授業内容を適切に見直すこと。</p>	是正事項
9	<p><学位論文の指導及び審査体制に関する説明が不十分> 学位論文の指導及び審査体制に関する以下について、修正すること。</p> <p>(1)学位論文に係る審査体制について、どのような教員が主査を務めるかなど不明確であるため、公正かつ厳格な学位論文に係る審査が可能な体制が構築されていることを明確に説明すること。</p> <p>(2)最終試験(口頭試問)に関する説明が不十分であるため、明確に説明すること。</p> <p>(3)「看護特別研究」のシラバスに記載のある評価方法が「研究計画書、提出された研究論文、口頭試問、発表におけるプレゼンテーション、質疑応答により総合的に評価する。」と不明確であるため、修正すること。</p>	是正事項

審査意見

	<p>【教員組織等】 特になし</p> <p>【名称、その他】</p> <p>10 <図書が不十分> 図書の整備計画において、学術雑誌は39種類(うち和雑誌33種類、洋雑誌6種類・オンラインジャーナル4誌を含む)と説明があるが、大学院の教育研究において不十分であり、かつ詳細が不明であるため、改善を図るとともに、詳細を明確に説明すること。</p> <p>11 <施設の使用計画が不明確> 大学院生共同研究室の整備計画の説明があるが、図面を見ると42.04㎡と手狭であり、かつどのような用途か不明確であるため、他の講義室、研究室等を含めた施設の利用計画を明確にした上で、学生に不利益が生じないことを説明すること。</p>	<p>-</p> <p>改善事項</p> <p>改善事項</p>
--	---	----------------------------------

令和3年度開設予定大学等 審査意見(第一次)

区分	私立	警告
大学名	社会情報大学院大学	
学部等名	先端教育研究科 先端教育専攻(P)	

審査意見		
	<p>【大学等の設置の趣旨・必要性】</p>	
1	<p><育成する人材像やディプロマ・ポリシーが不明確> 育成する人材像について、「実践知を再構成することで実践の理論を創造し、その知識の伝達のありかたを考えることのできる知のプロフェッショナル、すなわち、人材育成分野における高度専門職業人養成である。」として3つの具体的な人材像が挙げられているが、具体的な専門職業分野が不明確であったり、高度な専門性が求められる職業であることが不明確であったり、いずれについても抽象的で明確でない。このため、ディプロマ・ポリシーの妥当性も判断することができない。 育成する人材像やディプロマ・ポリシーについて、想定する進路との整合性、専門職大学院における人材育成の妥当性も明らかにした上で明確にすること。</p>	是正事項
2	<p><本研究科が掲げる学問分野が不明確> 本研究科が研究科及び専攻名に掲げる「先端教育」について、「先端教育研究科における「先端」とは、「時代の先をゆく」というよりもむしろ、「境界の越境」あるいは「領域の開拓」という意味としてもちいている」との説明があるが、既存の学問体系の中で体系化されたものであるのかが明らかでなく、また、教育課程をみても判然としない。 また、学位名称に掲げる「先端教育学」、ディプロマ・ポリシーに掲げる「先端教育分野」についても明らかでなく、「本研究科が中心とする学問分野に据えるのは、社会学、とりわけ知識社会学と、教育学である。中心的な学問分野ではないが、人材育成分野にかかわる経営学も付随的な対象とする」の説明と照らしても判然としない。本学のいう「先端教育」「先端教育学」「先端教育分野」について、育成する人材像やディプロマ・ポリシー、教育課程との整合性を含めて、明らかにすること。</p>	是正事項
3	<p><アドミッション・ポリシーが不適切> アドミッション・ポリシーについて、審査意見1及び2の回答を踏まえ、受け入れる学生に求める学修成果を示すものとなっているか、本学がどのような入学者を想定しているのかを示した上で、改めて説明すること。 また、入学者選抜方法の説明において、「本学は受験希望者の大半を社会人と見込んでいる」との記載があるが、社会人経験のない学生の受入れを想定しているのか。想定している場合は、育成する人材像やディプロマ・ポリシーとの整合性も含め、その妥当性を説明すること。</p>	是正事項

審査意見

- | | | |
|---------|--|------|
| 4 | <p><学生確保の見通しが不明確>
 学生確保の見通しのデータについて、企業・学校法人に対するヒアリング調査結果や、学外の者が発行するメールマガジンの読者を対象にした調査が行われているが、審査意見3で指摘したとおり、本学が想定する入学者が明らかでないことから、これらの対象者が、本研究科が入学者として想定している者と整合しているのかが判然としない。また、ヒアリング調査は本学の所在地と離れた場所によるものが含まれていることや、主に社会人を対象としたアンケートであるため、中長期的に見て、毎年どれだけの人数が確保できるのかも明らかでなく、これらのデータからは、学生を確保する見通しが示されているとはいえない。審査意見1及び3の回答を踏まえた上で、データの妥当性を説明するか、適切なデータを改めて示すことにより、学生確保の見通しを説明すること。</p> | 是正事項 |
| 【教育課程等】 | | |
| 5 | <p><カリキュラム・ポリシーが不適切>
 カリキュラム・ポリシーが、ディプロマ・ポリシーの達成のために、どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施し、学修成果をどのように評価するのかを定める基本的な方針になっておらず、開設科目の意図を記述するにとどまっていることから、ディプロマ・ポリシーとの整合性を踏まえつつ、改めること。</p> | 是正事項 |
| 6 | <p><教育課程の妥当性が不明確>
 例えば、育成する人材像では「実践知を再構成することで実践の理論を創造し、その知識の伝達のありかたを考えることのできる知のプロフェッショナル」としているが、開設科目は全て講義又は演習であり、実践に当たるものが設定されているのか明らかでなく、また、3つの具体的な育成する人材像に照らして体系的な履修が担保された教育課程であるかについても明らかでない。審査意見1、2の回答を踏まえた上で、教育課程の妥当性について説明し、必要に応じて修正すること。また、例えば専門職学位論文の作成といった研究指導についても、どのような研究成果や水準を求めるのかや、学生の希望に応じた履修や指導が担保される体制が適切に整備されているのかについて明らかでないため、説明すること。</p> | 是正事項 |
| 7 | <p><シラバスの記載が不整合>
 各授業科目のシラバスについて、目的や内容と評価の項目が対応していないものや、到達目標や授業外の課題について授業担当者によって記載が統一されていないものが見受けられるため、シラバスを網羅的に点検し、適切に改めること。</p> | 是正事項 |
| 8 | <p><教育課程連携協議会の構成員の妥当性が不明確>
 教育課程連携協議会の構成員について、審査意見6への回答を踏まえた上で、妥当性を説明するか、修正すること。</p> | 是正事項 |

審査意見

<p>9</p>	<p>【教員組織等】 <専任教員数が設置基準を満たしていない> 専任教員数について、専門職大学院設置基準を満たしていないため、適切に改めること。</p>	<p>是正事項</p>
<p>10</p>	<p>【名称、その他】 <図書の整備計画が不明確> 図書等の資料について、本専攻の設置に伴う整備とは異なる理由による整備も含めて説明がなされているため、本専攻の設置の趣旨に照らした整備がなされるのか明らかでないことから、必要とされる資料が備えられる計画であるかについて、説明すること。</p>	<p>是正事項</p>
<p>11</p>	<p><本学の施設で研究科の運営ができるのか不明確> 施設における講義室や演習室等について、「十分な余裕がある」としているが、個別指導も含めた利用頻度や、他の研究科との共用の状況等が明らかでないため、本学が有する施設で本研究科の運営が可能であるかが明らかでないことから、妥当性を説明すること。</p>	<p>是正事項</p>
<p>12</p>	<p><研究科及び専攻の名称や学位名称の妥当性が不明確> 研究科、専攻の名称及び学位の名称について、審査意見2を踏まえた上で、妥当性を説明するか、必要に応じて修正すること。また、英語名称についても、本研究科が専門職大学院であることも踏まえた、国際的通用性を有する名称であるか判然としないため、妥当性を説明し、必要に応じて修正すること。</p>	<p>是正事項</p>

令和3年度開設予定大学等 審査意見(第一次)

区分	私立
大学名	東京工科大学大学院
学部等名	医療技術学研究科 臨床検査学専攻(M)

審査意見		
	<p>【大学等の設置の趣旨・必要性】</p>	
1	<p><カリキュラム・ポリシーが不十分及び教育課程の対応が不明確></p> <p>カリキュラム・ポリシーについて、抽象的な内容にとどまっており、ディプロマ・ポリシーの達成のために、どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施し、学習成果をどのように評価するかを定める基本的な方針になっているとは判断できない。このため、ディプロマ・ポリシーとの整合性を明らかにした上で、適切に改めること。また、カリキュラム・ポリシーと教育課程の対応関係について、カリキュラム・ツリーを示すなどして明確に説明すること。</p>	是正事項
2	<p><学生確保及び修了後の進路の見通しが不明確></p> <p>学生確保及び修了後の進路の見通しについて以下の観点から不明確であるため、明確に説明すること。</p> <p>(1)学生確保の見通しの根拠を示す資料について、私立大学大学院保健系研究科全体の動向や他の私立大学大学院の入学状況については、臨床検査学以外の専攻も含まれており、また、在学生対象のアンケート調査の結果についても入学定員をやや上回る程度であることから、本研究科の特色を明確にした上で、長期的かつ安定的な学生確保の見通しがあることを改めて説明すること。</p> <p>(2)人材需要の説明として、臨床検査技師の社会的需要や、近隣大学院修士課程修了者の就職状況などが示されているが、本学の修了生に係る需要が明らかでないため、本学が養成する人材像に照らして需要があることを客観的根拠をもって説明すること。</p>	是正事項
3	<p><社会人大学院生への配慮について不明確></p> <p>一般入試において社会人も入学予定である旨の記載がされているが、時間割や開講時期等の配慮について記載がされていないため、どのような配慮を行うか明確に説明すること。</p>	是正事項
4	<p><専門領域の記載について不十分></p> <p>入学時に「病態機能検査学領域」及び「病因解析検査学領域」のいずれかの専門領域を選択することとなっているが、本学の学修、ひいては学生のキャリアパスにも関わる重要な選択であると考えられることから、各領域がどのような学問分野であるかを本学以外の入学希望者が明確に理解できるよう説明すること。</p>	改善事項

審査意見

5	<p>【教育課程等】</p> <p><成績評価方法が不明確> 授業科目の成績評価について、授業への参加度や参加態度との記載があるが、どのような参加内容をもって評価するか不明確であるため、明確に説明すること。また、一部の科目については、評価配分の記載が欠如しており客観性が判断できないため、明確に説明すること。</p>	是正事項
6	<p><学位論文審査体制が不明確> 学位論文審査体制について、以下の観点から不明確であるため、明確に説明するとともに適切に修正すること。</p> <p>(1)学位論文に係る審査体制について、学生の指導教員が主査を務める旨記載があるが、公正かつ厳密な審査が可能か不明確である。このため、公正かつ厳密な学位論文に係る審査が可能な体制が構築されていることについて明確に説明すること。</p> <p>(2)修了要件の一つとして「最終試験は、論文発表をもってこれに代えることができる」と掲げているが、「最終試験」の内容・要件が不明確であるため、明確に説明すること。</p>	是正事項
7	<p><研究倫理教育に係る記載が不明確> ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに「高い医療倫理観」を掲げているが、研究倫理や研究に係るコンプライアンス等を学ぶ科目等が設けられていないように見受けられることから、昨今の研究不正事案や関係法令の施行状況等を踏まえ、学生に対してどのように研究倫理や研究に係るコンプライアンス等に関する教育がなされるのか不明確なため、明確に説明すること。</p>	是正事項
8	<p>【教員組織等】</p> <p><教員組織の編成の考え方が不明確> 専任教員全員が医療保健学部の現職教員であるため、新しく研究科を設置した際に教員が自身の研究を行う時間を確保できるか、また、研究科と既存の学部をあわせた教員の負担が無理のないものとなっているか、明確に説明すること。</p>	是正事項
9	<p><教員組織の将来構想が不明確> 教員の年齢構成が比較的高齢に偏っていることから、教育研究の継続性を踏まえ、若手教員の採用計画など教員組織の将来構想を明確にすること。</p>	是正事項
10	<p>【名称、その他】</p> <p><学生研究室が不明確> 学生研究室に研究に必要な設備(情報機器など含む。)が整備されているかを明確にすること。あわせて室内に実験機器が配置されており、静謐(せいひつ)な環境が確保できるか説明すること。</p>	是正事項

令和3年度開設予定大学等 審査意見(第一次)

区分	私立	警告
大学名	文京学院大学大学院	
学部等名	看護学研究科 看護学専攻(M)	

審査意見

1	<p>【大学等の設置の趣旨・必要性】</p> <p>< 養成する人材像やディプロマ・ポリシーとの関係性が不明確 > 人材養成目的として看護系大学協議会が提示する10の能力を挙げ、本研究科のディプロマ・ポリシーでもこれらの能力の修得を目指すとしているが、ディプロマ・ポリシーが、これら全てを満たす内容となっているか不明確であるため、本研究科が養成する人材像を明確にした上で、ディプロマ・ポリシーとの関係性を具体的に説明し、必要に応じて適切に改めること。</p>	是正事項
2	<p>< 設置の目的とポリシー等との関係が不明確 > 研究科の目的やディプロマ・ポリシーの説明に「教育的な支援を展開できる専門職を育成する」等とあるが、基本計画書における設置の目的やディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーでは「教育的な支援」を行う能力について言及がないなど、不整合な点が見受けられる。そのため、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー等を適切に改めるとともに、それらの整合性について明確に説明すること。</p>	是正事項
3	<p>< 各領域を設定する趣旨が不明確 > 本専攻では「療養生活支援看護学領域」と「健康生活支援看護学領域」の2つ領域を設定しているが、各領域を設定する趣旨について説明がなく、養成する人材像やディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとの整合性についても不明確である。そのため、各領域を設定する趣旨について具体的に説明するとともに、養成する人材像やディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとの整合性についても明確に説明すること。</p>	是正事項
4	<p>< 学生確保の見通しが不明確 > 都内の看護系大学院の修士課程の入学定員の合計数と都内の看護師数等を比較し、「修士課程の定員数は十分とはいえない」としているが、他大学の定員充足状況等については述べられておらず、また、学部卒業生に対するアンケートについても「是非、進学を検討したい」と回答した者も4名にとどまり、これらの説明では、本専攻の10名の入学定員を充足できるかどうか、不明確である。客観的なデータを示す等、学生確保の見通しについて改めて具体的に説明すること。</p>	是正事項
5	<p>< 修了後の進路が不明確 > 本学を修了した学生の進路について明確な記載がないことから、本学を修了した現職の看護師が、医療現場に戻ってどのように活躍することを想定しているのか、説明すること。また、学部卒業後、直ちに入学する学生を想定しているのか、想定していた場合その進路についてどのように考えているか明確にすること。</p>	是正事項

審査意見

6	<p>< 入学者選抜の内容が不明確 > 選抜試験の実施に関し、筆記試験と面接試験を行う記載があるものの、それぞれの試験の内容について具体的な説明がなく、アドミッション・ポリシーに基づいて適切に選抜が行えるのか不明なため、明確に説明すること。また、本学の設置の趣旨や入学出願資格によれば、学部等からの進学者と社会人入学が想定されているものと見受けられるが、その区分についても記載がないので、それぞれどのように選抜するのかについても併せて説明すること。</p>	是正事項
7	<p>< 社会人に対する配慮が不十分 > 社会人の履修方法について、教育方法の説明において長期履修についての記載はあるものの、「平日1限～6限及び土曜日1～4限開講授業を行う」とあり、また、各科目は全て対面式で行われることとなっており、学生の就業状況に合わせ十分な学修時間が確保できるか不明確である。メディア授業等の充実を含め、社会人学生に対する配慮が十分なされているか、説明すること。</p>	是正事項
8	<p>【教育課程等】 < ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーと教育課程が不整合 > ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーと教育課程について、例えば、ディプロマ・ポリシーに掲げる「看護実践をエビデンスに基づいて思考・展開できる能力」の修得に必要と考えられる「看護理論」がカリキュラム・ポリシーでは選択科目とされていたり、「他職種と連携・協働する力」を修得する科目が見当たらなかったりする等、整合性が不明確であることから、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、教育課程の整合性を明確に説明し、必要に応じて修正すること。なお、上記「看護理論」はシラバスでは必修科目とされており、また、カリキュラム・ポリシーで必修科目とされている「ヘルスプロモーションと健康教育」が教育課程の概要等では選択科目とされているなど、不整合が見られるので、計画全体について見直し、修正すること。</p>	是正事項
9	<p>< 実習の内容が不明確 > 「健康生活支援看護実習」及び「療養生活支援看護実習」について、実習期間を9月から2月に設定しているが、その間の具体的な実習計画や指導体制(指導教員と実習指導先)が不明確であることから、具体的に説明すること。</p>	是正事項
10	<p>< シラバスの記載内容が不十分 > シラバスにおいて、以下のように不適切なものが散見されるため、全体について見直し、改めること。</p> <p>(1)「看護研究方法論」や「看護研究方法論」、「看護システム論」、「看護理論」で、成績評価の方法と基準が空欄となっている。</p> <p>(2) 授業外学習について、目安を示していないものや、予習90分、復習90分としているもの、予習2時間と示しているものなど様々で、事前事後学習についてどのような考え方で設定しているのか不明確である。</p> <p>(3) テキスト・参考文献について示されていないものがある。</p>	是正事項

審査意見

11	<p><論文審査体制における副査の位置づけが不明確> 学位論文審査の副査について指導教員が選出されるのか不明確 ため、公正かつ厳格な学位論文に係る審査が可能な体制が構築さ れていることについて明確に説明すること。なお、副査のうち1名は 「外部の看護学分野の教員も可とする」という記載と、「学部の看護 分野の教員も可とする」という記載があるため、適切に修正す ること。</p>	是正事項
12	<p>[教員組織等] <研究指導補助教員数が大学院設置基準を満たしていない> 研究指導補助教員数について、大学院設置基準の規定を満たして いないため、適切に改めること。</p>	是正事項
13	<p><教員組織の将来構想について不明確> 本専攻の主要科目である「看護研究方法論」や「看護研究方法 論」などを、完成年度で定年を迎える教授が担当することとなっ ているが、完成年度以降の該当科目やその専門領域をどのように引 き継いでいくのが不明確であるため、将来構想について具体的に 説明すること。</p> <p>[名称、その他] 特になし。</p>	改善事項

令和3年度開設予定大学等 審査意見(第一次)

区分	私立
大学名	日本福祉大学大学院
学部等名	スポーツ科学研究科 スポーツ科学専攻(M)

審査意見		
1	<p>〔大学等の設置の趣旨・必要性〕</p> <p>< 養成する人材像、ディプロマ・ポリシーの記載が不明確 > 養成する人材像について、ディプロマ・ポリシーに掲げた能力を並べただけのように見受けられ、具体的な人材像が明確でなく、また、ディプロマ・ポリシーも、例えば、「共生社会を体育やスポーツを通じて実現する」、「スポーツにおけるインテグリティを根付かせる」、「多様な専門家と連携して社会発展に寄与する」など、どのように達成するのか不明確な内容も見受けられることから、養成する人材像とディプロマ・ポリシーを改めて整理して、明確に説明すること。</p>	是正事項
2	<p>< 修了者の社会的需要が不明確 > 社会的な人材需要について説明があるが、スポーツの現場を取り巻く一般的な情勢に係る説明が中心で、本学の修了予定者に係る採用ニーズの説明としては、障害者スポーツセンターなどに従事する指導員(管理者層)8名に対して行った採用意向調査において2名が「採用したい」と回答したにとどまることから、定員10名の修了者の進路が毎年確保できるのか疑義がある。本学の修了者の社会的需要を、客観的なデータを示して、改めて説明すること。</p>	改善事項
3	<p>〔教育課程等〕</p> <p>< ディプロマ・ポリシー、教育課程の対応関係が不明確 > ディプロマ・ポリシーにおいて「共生社会を体育やスポーツを通じて実現」や「インテグリティを根付かせる」を掲げ、これらに対応するカリキュラム・ポリシーでは「スポーツ科学領域に携わる高度専門職業人として持つべき確かな倫理的態度及び、スポーツによる共生社会の実現に向けての態度と能力を涵養(かんよう)する」ために「スポーツふくし・文化科目群」を置くとしているが、講義科目である当該科目群の授業科目だけで、修得した理論、知識、技能をどのように展開し、実践的な能力を身に付け、ディプロマ・ポリシーに掲げる共生社会を実現し、インテグリティを根付かせる力を身に付けるのが不明確であるため、明確に説明すること。</p>	是正事項

審査意見

4	<p>【教員組織等】</p> <p>< 教員組織の将来構想が不明確 > 教員の年齢構成が比較的高齢に偏っていることから、教育研究の継続性を踏まえ、若手教員の採用計画など教員組織の将来構想を明確にすること。</p>	是正事項
5	<p>【名称、その他】</p> <p>< 機器備品の利用計画が不明確 > 「講義室、実習室などをスポーツ科学部と共用する」とあるが、学部生の収容定員は720名と人数が多く、また、講義室、実習室の利用計画についても示されていないことから、本課程の教育研究上支障がないか判断できないため、具体的に説明すること。</p>	改善事項

令和3年度開設予定大学等 審査意見(第一次)

区分	私立
大学名	大阪医科大学大学院
学部等名	薬学研究科 薬学専攻(D)

審査意見	
1	<p>【大学等の設置の趣旨・必要性】 特になし。</p> <p>【教育課程等】 <がん専門薬剤師養成コース設置の意義、指導体制> がん専門薬剤師養成コースの設置の意義について、本コースに入 学することにより、認定・専門薬剤師の資格取得に資するの が不明であるため、説明すること。また、本コースで指導する 教員について、例えば、現場のがん専門薬剤師も指導するの か等、どのような教員がどういう形で指導するの のかについても説明すること。</p> <p>【教員組織等】 特になし。</p> <p>【名称、その他】 特になし。</p>

改善事項

令和3年度開設予定大学等 審査意見(第一次)

区分	私立
大学名	大阪医科大学大学院
学部等名	薬学研究科 薬科学専攻(M)(D)

審査意見	
1	<p>【大学等の設置の趣旨・必要性】 特になし。</p> <p>【教育課程等】 <学位授与に査読付き論文を要件とすることについて> 博士の学位授与に当たり、修業年限の特例を適用する学生に対しては、査読付きの論文を1報以上有することを要件としているが、標準修業年限で修了する博士後期課程学生に対しても査読付きの論文を有することを要件とするのが明確でないため、本学の考え方を説明すること。</p> <p>【教員組織等】 特になし。</p> <p>【名称、その他】 特になし。</p>

改善事項

令和3年度開設予定大学等 審査意見(第一次)

区分	公立
大学名	神奈川県立保健福祉大学大学院
研究科等名	ヘルスイノベーション学研究科 ヘルスイノベーション専攻(D)

審査意見		
1	<p>【大学等の設置の趣旨・必要性】</p> <p><養成する人材像や3つのポリシー等の整合性が不明確> カリキュラム・ポリシーの②に基づき、英語による講義を実施するなど、国際的人材の育成に向けた教育課程が編成されているが、設置の趣旨や養成する人材像、ディプロマ・ポリシーでは、国際的人材養成に係る記載に乏しく、その整合性に疑義がある。このため、国際的人材の養成の必要性を明らかにした上で、養成する人材像とディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、教育課程の整合性について明確に説明すること。</p>	是正事項
2	<p><学生確保の見通しが不明確> 学生確保の見通しに係るアンケート結果をみると、「受験したい」かつ「入学したい」等と回答した者が相当数存在することをもって定員充足の根拠としているが、そのほとんどの者が入学選抜の第1次専攻で提出を求めている英語スコアの「TOEICで800点以上、TOEFL(iBT)で70点以上」という目安を満たさない者となっているため、長期的かつ安定的な学生確保の見通しがあるとは判断できない。客観的な根拠を明らかにした上で、長期的かつ安定的な学生の確保の見通しについて改めて具体的に説明すること。</p>	是正事項
3	<p>【教育課程等】</p> <p><修得する能力が不明確> 共通科目を通じて「イノベーションの技法」を修得するとの説明があるが、「イノベーションの技法」の定義が不明確であることから、その定義を明らかにした上で、当該能力を修得するための具体的な授業科目及びその教育内容等について明確に説明すること。</p>	是正事項
4	<p><学位論文に係る指導方法及び審査方法等が不明確> 学位論文に係る指導方法及び審査方法等について、以下の観点 が不明確なことから、明確に説明すること。</p> <p>(1)学位論文に係る指導体制及び指導内容が明示されておらず、各段階に応じた適切な指導がなされるか不明確である。本課程において英語による教育が重視されていることを踏まえ、学位論文に係る指導体制及び指導内容を明らかにした上で、それらの適正性について明確に説明すること。</p> <p>(2)博士論文の提出資格の一つとして、「副論文が1編以上あり、査読制度のある学術雑誌に筆頭者として掲載されていること(予定も可)。ただし、副論文は、国際的に評価されている英文誌または日本学術会議協力団体による査読が行われている和文誌の原著論文とする」が挙げられているが、これを満たすには相応の時間を要することが考えられることから、博士論文審査に係るスケジュール及び審査基準等の適正性について明確に説明すること。</p>	是正事項

審査意見

5	<p><倫理教育の内容が不明確> 本課程において養成する人材像や博士課程の最終試験基準等を踏まえると、本課程では高い倫理観の涵養(かんよう)が必要と考えられるが、本課程の教育内容は「研究倫理」にとどまる内容であるように見受けられるため、受入れを想定している者の多様性を踏まえ、どのように高い倫理観が涵養(かんよう)されるのか明確にすること。</p>	是正事項
6	<p><英語による講義等に係る周知方法が不明確> 本課程では、講義のみならず、研究指導についても英語を用いる旨説明されているが、このことについて、受験者に対してどのようにして事前に周知がなされるのか明確に説明すること。</p>	是正事項
	<p>【教員組織等】 特になし。</p>	-
	<p>【名称、その他】</p>	
7	<p><図書館の整備計画が不明確> 図書館の整備計画に係る以下の点について、明確に説明すること。 (1)一部の電子書籍については、オンライン閲覧が可能である旨説明があるが、図書館の開館時間帯、講義の最終終了時刻等を踏まえ、学生の利便性に配慮した利用環境が整備されているか明確に説明すること。 (2)本課程設置に伴い整備される図書等の整備計画について、整備年次を明らかにした上で、本課程の教育内容に照らして十分な内容となっているか、改めて説明すること。</p>	是正事項
8	<p><学位名称の適正性が不明確> 学位名称について、日本語名称を「博士(公衆衛生学)」、英語名称を「Ph.D.(Doctor of Philosophy)」としているが、修士課程の学位名称がそれぞれ「修士(公衆衛生学)」、「Master of Public Health」となっていることも踏まえ、その適正性について明確に説明すること。</p>	是正事項

令和3年度開設予定大学等 審査意見(第一次)

区分	公立
大学名	山梨県立大学大学院
学部等名	看護学研究科 看護学専攻(D)

審査意見		
	【大学等の設置の趣旨・必要性】	
1	<p><養成する人材像が不明確> 養成する人材像として「高度看護実践者」が示されているが、どのような人材か不明確なので、具体的に説明すること。</p>	是正事項
2	<p><学生確保の見通しが不明確> 学生確保の見通しについて、既設の修士課程の定員充足率が0.85倍であることや、同課程修了生へのアンケートをみる限り、すぐに大学院への進学を希望する者が少数であることを踏まえると、学生確保を十分に行えるか懸念が残る。このため、地域との連携体制等についてより詳細な分析を加えるなど、客観的な根拠に基づいて学生確保の見通しを具体的に説明すること。</p>	是正事項
3	<p><卒業生に対する社会的需要が不明確> 山梨県内の状況を踏まえて本研究科を設置することとしているが、県内の医療機関等に対するアンケート結果では博士学位取得者の地域需要は必ずしも高くない。客観的な根拠に基づいて具体的に説明すること。</p>	是正事項
4	<p><入試選抜の評価が不明確> 入試選抜方法について、筆記試験と口述試験で実施することとなっているが、判定基準や評価の割合の記載がないので、具体的に記載すること。</p>	改善事項
	【教育課程等】	
5	<p><教育課程の編成方針とディプロマ・ポリシーとの関係が不明確> 専門分野についてはあらゆる人々のニーズに対応できる人材を養成するため、「広域実践看護学分野」のみで構成するとされているが、授業科目は臨床開発看護学、地域包括ケア看護学、母子育成看護学の3領域で構成されており、網羅的に対応しているか不明確である。また、「広域実践看護学分野」の設定とディプロマ・ポリシーの関係も不明確であるので、それらについて具体的に説明すること。</p>	是正事項
6	<p><授業科目が不明確> 授業科目について、以下の内容が不明確であるため、具体的に説明するか、適切に改めること。 (1)1・2年次に履修する「広域実践看護学演習」について、各年次の担当者や授業内容について記載がなく、シラバスの記載も不明確である。 (2)「臨床開発看護学」について、履修内容からは「臨床看護学」との差異が見受けられず、シラバスの記載も不明確である。</p>	改善事項

審査意見

7	<p><博士論文審査要件の趣旨が不明確> 論文審査について、欧文が認められず和文のみになっている理由が不明確であるため、具体的に説明するか、適切に改めること。</p>	改善事項
8	<p><現職の社会人学生を受け入れるに当たっての対応が不明確> 既設研究科の修士課程の状況を踏まえ、社会人の受入れが多くなる旨記載があるが、そのような場合の遠隔指導や、標準修業年限で修了できない者への指導方法等の配慮について、より具体的に説明すること。</p>	改善事項
【教員組織等】		
9	<p><教員組織の将来構想が不明確> 教員の年齢構成が比較的高齢に偏っていることから、教育研究の継続性を踏まえ、若手教員の採用計画など教員組織の将来構想を明確にすること。</p>	是正事項
【名称、その他】		
特になし。		

令和3年度開設予定大学等 審査意見(第一次)

区分	公立
大学名	情報科学芸術大学院大学
学部等名	メディア表現研究科 メディア表現専攻(D)

審査意見		
	【大学等の設置の趣旨・必要性】	
1	<p><カリキュラム・ポリシーの内容やディプロマ・ポリシーとの整合性が不明確></p> <p>カリキュラム・ポリシーは大学設置の趣旨等が混在しているほか、教育課程の編成方針や教育内容・方法が記載されておらず、適切な記載内容になっていない。また、ディプロマ・ポリシーとの整合性も不明確であるので、それぞれ適切に改めること。</p>	是正事項
2	<p><アドミッション・ポリシーの内容や入試選抜方法等の整合性が不明確></p> <p>アドミッション・ポリシーは本来定められるべき知識・能力等の記載がないため、適切に改めること。また、「様々な形態の芸術表現を通して、新しい文化の創造を目指し、社会へ新たな価値を提示する」旨の記載があるが、当該項目を論述・口頭試問による入試選抜でどのように測定するのか、制作物の評価を含めるのかなども含め、具体的に説明すること。さらに、日本語を母語としない者への対応について言及がないため、入試選抜及び入学後の履修指導における語学能力を踏まえた対応、入学後の学修支援等が適切に構想されているのかなどもについても明らかにすること。</p>	是正事項
3	<p><入試選抜方法や教育課程が十分か不明確></p> <p>入学者資格においては、幅広い出願資格を認めており、多様な学生の入学が想定されるが、入学者選抜における基礎的な能力の確保や入学後の対応等が不明確なので、具体的に説明すること。</p>	是正事項
4	<p><既設課程との関係が不明確></p> <p>本課程は、既設の修士課程を基礎として設置し、既存の領域を横断しながら再組織化し、新たな研究領域を開いていくとしているが、既存の修士課程の研究領域体系からどのように展開していくのか不明確なので、より詳細に説明すること</p>	改善事項
5	<p><学位名称が適切か不明確></p> <p>学位名称を「博士(メディア表現)」としているが、学位名称として「メディア表現」を用いる趣旨や国際通用性について具体的に説明の上、必要に応じて適切に改めること。</p>	是正事項

審査意見

- | | | |
|----|--|------|
| 6 | <p>【教育課程等】
 <養成する人材像やディプロマ・ポリシーに対応した教育課程となっているか不明確>
 養成する人材像・ディプロマ・ポリシーの説明において言及されている「実務家」の養成のためには、例えば知的財産保護など法制度等の実務に関する知見も必要と考えられるが、必要な履修内容が用意されているか不明確である。具体的に説明するか、適切に改めること。</p> | 是正事項 |
| 7 | <p><授業科目の内容が不明確>
 授業科目について、授業計画の内容がほとんど変わらず、授業科目間での履修内容の差異が不明確なもの(例:「プロジェクト研究Ⅰ」「プロジェクト研究Ⅱ」)や、通年の授業科目であるが15回分の授業計画しか示されていないなど具体的な開講形態が不明確なもの(「メディア表現特別研究Ⅰ」「メディア表現特別研究Ⅱ」「メディア表現特別研究Ⅲ」)があるため、具体的に説明の上、必要に応じて適切に改めること。</p> | 是正事項 |
| 8 | <p><社会人学生への配慮が不明確>
 社会人学生の入学についても言及されているが、社会人学生への履修指導上の配慮について明確に説明すること。</p> | 是正事項 |
| 9 | <p><研究指導・学位審査の体制等が不明確>
 研究指導・学位審査について、以下の点が不明確であるので、具体的に説明の上、必要に応じて適切に改めること。
 (1)博士論文の質保証に必要な審査体制を構築する旨記載があるが、審査水準を維持するためにどのような工夫を行うのか。
 (2)主研究指導教員になることができる教員は、どこまでの範囲なのか。
 (3)副指導研究教員2名が博士論文審査に含まれるとあるが、公平・公正性等をどのように担保するか。
 (4)審査対象を「博士論文『等』』としているが、論文以外に何を対象とするのか。
 (5)制作物も評価対象とする場合、論文との関係や、制作物をどのように審査するのか。
 (6)博士論文提出要件として「認知された学術論文誌」等が定められているが、認知されているかどうかの基準が不明確である。
 (7)博士論文の全文や要旨・審査結果の公表等についての、規程等が準備されているのか。</p> | 是正事項 |
| 10 | <p><チームティーチングの方針が不明確>
 「プロジェクト研究科目」などでチームティーチングにより教育・研究を行うとされているが、博士後期課程において複数教員が専門的な指導を実施することは複数の指導教員の決定基準や綿密な教員間のすり合わせが必要と考えられる。どのような方法で実践され、どのような効果を意図しているのか具体的に説明すること。</p> | 改善事項 |

審査意見

【教員組織等】

特になし。

【名称、その他】

特になし。

令和3年度開設予定大学等 審査意見(第一次)

区分	私立
大学名	北翔大学大学院
学部等名	生涯スポーツ学研究科 生涯スポーツ学専攻(D)

審査意見		
1	<p>【大学等の設置の趣旨・必要性】</p> <p><生涯スポーツ学と教育研究課題等の整合性が不明確> 研究科名や専攻名に掲げる「生涯スポーツ学」の下、「冬季スポーツのアスリート支援に関する課題」を教育研究課題の一つとして設定し、教育課程においても「スポーツ科学研究分野」の専門科目に関連する科目を配置しているが、本研究科における「生涯スポーツ学」の定義が明らかでなく、それらの説明が整合するものか不明確である。また、修士課程(生涯スポーツ学専攻)における教育課程との連続性も不明確である。このため、本研究科における「生涯スポーツ学」の定義を明らかにした上で、本専攻において設定した各課題及び研究分野、修士課程(生涯スポーツ学専攻)の教育課程が整合することを明確に説明すること。さらに、本課程における養成する人材像や3つのポリシー、教育課程との整合性についても併せて説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。</p>	是正事項
2	<p><学生確保の見通しが不明確> 長期的かつ安定的な学生確保の見通しについて、以下の点を含めて、改めて明確に説明すること。</p> <p>(1)学生確保の見通しを説明する根拠の一つとして、本課程への進学に関するアンケート調査結果を挙げているが、当該アンケート調査において「進学可能性時期」に係る設問があるにも関わらず、一切分析に活用されておらず、長期的かつ安定的な学生確保の見通しがあるとは判断できない。</p> <p>(2)既設の生涯スポーツ研究科修士課程及び生涯学習学研究科修士課程の修了者における本課程への進学需要が高いとの説明がなされているが、他大学への博士課程進学率が著しく低いことに鑑みると、どの程度期待できるか疑義がある。</p> <p>(3)本課程の基礎となる同修士課程の入学生の約半数が社会人であることを説明しているが、本課程への社会人の入学需要に関する具体的な根拠が示されていないため、社会人学生の確保の見通しが不明確である。</p> <p>(4)人材需要の動向について、客観的な根拠が示されておらず、本課程で養成する人材に対する社会的ニーズがあるか判断できず、定員設定の妥当性も不明確である。</p>	是正事項
3	<p>【教育課程等】</p> <p><教育課程が不明確> 教育課程について、審査意見1の対応を踏まえ、以下の点を明確に説明すること。</p>	是正事項

審査意見

(1)「スポーツ科学研究分野」及び「生涯スポーツ学研究分野」を本課程での教育研究上の特色に掲げているが、本課程の修了要件を見ると、両分野から1科目2単位を選択するのみとなっており、このような教育課程でディプロマ・ポリシーを達成し、養成する人材像にかなう人材を養成できるのか疑義がある。このため、養成する人材像、ディプロマ・ポリシーに照らして、教育課程の適正性を明確に説明すること。

(2)「スポーツ科学研究分野」及び「生涯スポーツ学研究分野」の各科目について、いずれも科目名に「特殊研究」と掲げているが、具体的に何が「特殊」なのか不明確であるため、明確に説明すること。また、各科目における「研究」に関する講義内容のレベルにばらつきが見受けられ、一貫性のある教育が実施されるのか疑義があることから、各科目の講義内容の適正性について明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(3)シラバスの「成績評価の方法」について、例えば、「スポーツ生理学特殊研究」における「実技試験」や、「スポーツバイオメカニクス特殊研究」における「作品評価」など、具体的な内容が不明確なため、当該科目の評価方法としての適正性が判断できない。また、「その他」の具体的な評価内容も不明確である。このため、評価方法の具体的な内容を明らかにした上で、各科目の評価方法としての適正性について、明確に説明すること。

(4)「健康運動科学特殊研究」のシラバスの「その他」に記載されている「被験講義」がどのようなものか不明確なため、明確に説明すること。

4 <研究科委員会規程に齟齬(そご)>
博士論文の合否判定については、研究科委員会で行うこととなっているが、研究科委員会規程における本委員会の審議事項に記載がなく、齟齬(そご)がある。このため、研究科委員会規程を適切に改めること。

是正事項

【教員組織等】

特になし。

【名称、その他】

5 <英語能力判定の位置付けが不明確>
入学者選抜で求める英語能力の判定について、「TOEICまたはTOEFLのスコアから判定する」とのことだが、新たに学力試験を実施する計画ではなく、アドミッション・ポリシーに英語能力に係る記載がないことに鑑みれば、出願時点で一定水準のスコアを有することを受験資格として求めているようにも見受けられる。このため、当該判定が、入学者選抜における受験資格として受験者に求めるものなのか、選考方法の一つとして設定されたものなのか明確に説明すること。また、英語スコアが受験資格である場合は、具体的な水準を明示すること。

是正事項

審査意見

6	<p><機器備品の利用計画が不明確> 本学が既に整備している、多用途筋機能評価運動装置をはじめとした機器備品について、既設の学部や修士課程との共用の有無など、本課程の教育研究上支障のない利用計画となっているか明確に説明すること。</p>	是正事項
7	<p><学位名称の適正性が不明確> 学位名称について、日本語名称を「博士(スポーツ科学)」、英語名称を「Doctor of Philosophy」としているが、修士課程の学位名称がそれぞれ「修士(スポーツ科学)」、「Master of Sport Sciences」となっていることも踏まえ、その適正性について明確に説明すること。</p>	是正事項

令和3年度開設予定大学等 審査意見(第一次)

区分	私立	警告
大学名	帝京大学大学院	
学部等名	医療技術学研究科 スポーツ健康科学専攻(M)	

審査意見

【大学等の設置の趣旨・必要性】

- | | | |
|---|---|------|
| 1 | <p><スポーツ健康科学の定義が不明確>
 教育課程等を鑑みるに、本専攻が掲げるスポーツ健康科学はスポーツや健康を医科学的な視点で研究することを意味すると思われるが、本来のスポーツ健康科学はそれより広い学問体系であるため、スポーツ健康科学の諸問題に対処するにあたり本専攻が設定している2領域でカバーできるか不明確である。また、養成する人材像やディプロマ・ポリシーに当該文言があるが、定義が不明確であるため、どのような人材像を目指しているか不明確である。本専攻におけるスポーツ健康科学の定義を明確にした上で、養成する人材像やディプロマ・ポリシーにおいて修了生に求める能力を明確にすること。あわせて、本専攻におけるスポーツ健康科学のニーズが十分にあるか説明すること。</p> | 是正事項 |
| 2 | <p><高度専門職業人の内容が不明確>
 高度専門職業人の養成とあるが、アスリート支援やスポーツ栄養士等に限定されており、教員の専修免許を取得する学生等、全ての学生に共通して呼称できるものであるか不明確であり、養成する人材像とディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの関連性が不明確となっている。また、ディプロマ・ポリシーにおける「高度な倫理観」や「国際的な視野」の内容も不明確であるため、カリキュラム・ポリシーや教育課程との関係性も不明確である。本専攻が目指す高度専門職業人とは何かを明確にした上で、各履修モデルで想定している進路における高度専門職業人の能力や配置する教育課程の妥当性を明確にし、必要に応じて教育課程を改めること。</p> | 是正事項 |
| 3 | <p><基礎となる学部・学科との連続性が不明確>
 基礎となる学部・学科は医療技術学部スポーツ医療学科であるが、審査意見1、2を踏まえ、スポーツ健康科学の定義や養成する人材像が不明確であるため、関係性が明確でない。学問体系や養成する人材像等を明確にした上で、関係性を改めて説明すること。</p> | 是正事項 |
| 4 | <p><アドミッション・ポリシーが妥当か疑義>
 設定されているアドミッション・ポリシーにはスポーツや健康についての記述がなく、本専攻が想定する進路を目指す学生に求める資質をもった学生を判断できるか疑義があるため、設定したアドミッション・ポリシーの妥当性を説明するか、必要に応じて改めること。</p> | 是正事項 |

審査意見

5	<p><他大学の状況が不明確> 「合格した場合、併願した他の大学院の選抜結果によっては入学したい」という回答割合が多いため、近隣地域内において類似する専攻を配置している他大学の定員充足率や志願倍率等を示した上で、他大学と比較した本専攻における教育の優位性を明らかにし、学部学生や社会人のニーズが十分にあるかを説明すること。</p>	改善事項
【教育課程等】		
6	<p><教育課程が十分であるか疑義> 教育課程について、以下の点に対応すること。</p> <p>(1)教育課程は研究指導が主となっており、実践的な技能を獲得するための科目が少なく、養成する人材像にある指導者を育成する教育課程となっているか疑義があるため、妥当性を説明するか、必要に応じて教育課程を改めること。</p> <p>(2)審査意見2を踏まえ、「高度な倫理観」、「国際的な視野」とはどのような能力を指すか示した上で、どの科目においてどのような能力を身につけるか説明すること。</p> <p>(3)1年次前期は5科目の基礎科目が必修とされているが、他分野の学部からの入学生にとって、これらの科目のみで今後の学修・研究活動において十分であるか疑義があるため、妥当性を説明すること。</p>	是正事項
7	<p><論文の指導・審査体制が不明確> 論文の指導・審査体制について、以下の点に対応すること。</p> <p>(1)1年次前期の「スポーツ健康科学研究法特講」において、研究に当たっての基本的能力を修得することとされている一方で、研究計画書の提出が11月に設定されているため、学生が短期間での計画策定を求められることにならないか疑義があるため、想定している研究計画の作成スケジュールを示すこと。</p> <p>(2)審査委員会の主査・副査を選抜するための資格等の基準を示していないため、客観性・透明性のある審査がなされるか不明確であるため、説明すること。</p>	是正事項
8	<p><年間の履修制限が妥当であるか不明確> 1年間に24単位の履修制限を設けているが、履修モデル③において1年次の修得単位は26単位であり、上限を超えているため、適切に改めること。</p>	改善事項
【教員組織等】		
9	<p><教員の負担が不明確> 社会人学生の受入れに対応するため平日の5、6限や土曜日を利用するとあるが、他の学部等の教育や自身の研究活動を踏まえると教員の負担が過度でないか不明確であるため、体制の妥当性を説明すること。</p>	是正事項

審 査 意 見

審 査 意 見		
10	<p>【名称、その他】</p> <p><専攻名称と学位名称の妥当性が不明確> 審査意見1を踏まえ、本専攻におけるスポーツ健康科学は国際通用性をもつスポーツ健康科学とは異なり、同じ専攻名称・学位名称が妥当であるか疑義があるため、妥当性を説明するか、必要に応じて改めること。</p>	是正事項
11	<p><設備等が十分であるか不明確> 養成する人材像等を踏まえると、実践教育のための分析機器等を配置・導入するものと勘案するが、配置・導入される機器や設備等のリストがなく、十分な設備等があるか不明確であるため、設定する教育を行うに当たり十分な設備等を配置する予定であるか、既設学部等の使用状況も踏まえ説明すること。</p>	改善事項

令和3年度開設予定大学等 審査意見(第一次)

区分	私立
大学名	法政大学大学院
学部等名	スポーツ健康学研究科 スポーツ健康学専攻(D)

審査意見		
1	<p>【大学等の設置の趣旨・必要性】</p> <p><「スポーツ健康学」の定義が不明確> 本学における「スポーツ健康学」の定義が不明確であることから、「スポーツ健康学」というフレームの中で確立・実践を目指す「スポーツマネジメント理論」や、「スポーツ健康学」の構成要素として掲げている「ヘルスプロモーション」、「スポーツマネジメント」、「スポーツコーチング」の3領域との関係性を含めて明確に説明するとともに、その定義を踏まえて、本課程を新たに設ける意義・必要性について改めて説明すること。また、「スポーツ健康学」の定義の説明に当たっては、設置計画中の「スポーツ・健康」や『「スポーツ」と「健康」』等との用語の使い分けについても明らかにした上で、必要に応じて、用語の統一を図るなど、適切に改めること。</p>	是正事項
2	<p><人材養成像と3つのポリシー、教育課程との整合性が不明確> 本課程における人材養成像と3つのポリシー、教育課程との整合性について、以下の点を明らかにした上で、明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。</p> <p>(1)本課程の人材養成像として掲げる「スポーツ健康学高度開発者」について、修士課程における人材養成像との違いが不明確であることから、それぞれの課程において養成する能力・素養の違いを明らかにした上で、より具体的に説明すること。また、本課程と修士課程の人材養成像の違いを踏まえて、本課程のディプロマ・ポリシーが適切に設定されているか併せて説明すること。</p> <p>(2)本課程の人材養成の目的に「グローバル化に対応でき」ることが掲げられているが、ディプロマ・ポリシーに対応する記載が見受けられないため、適切に改めること。</p> <p>(3)ディプロマ・ポリシーのDP4に『「スポーツ・健康」に関わる多様な実践的課題を解決し、マネジメントすることができる能力(技能)』が掲げられているが、「スポーツマネジメント」領域以外の2領域を選択する学生がDP4を達成できるか不明確である。このため、本課程の全学生がどのようにDP4を達成するのか明確に説明するか、必要に応じてDP4を改めること。</p> <p>(4)アドミッション・ポリシーに掲げる入学時に求める資質・能力の中に、ディプロマ・ポリシーに掲げる修了時に求める資質・能力と同等の水準のものが含まれているように見受けられることから、その妥当性について明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。</p>	是正事項

審査意見

- | | | |
|---------|---|------|
| 3 | <p><学生確保の見通しが不明確>
 学生確保の見通しを説明する根拠の一つとして、修士課程在学者及び社会人を対象に実施したアンケート調査結果を挙げているが、当該アンケート調査において、進学を想定する時期に係る設問があるにも関わらず、分析に活用されておらず、長期的かつ安定的に学生確保を行えるか懸念が残ることから、明確に説明すること。</p> | 是正事項 |
| 4 | <p><修了生に対する社会的需要が不明確>
 博士後期課程修了後の進路として、「大学をはじめとする高等教育機関における研究者、国立のスポーツ科学センター(JISS)や栄養研究所等の研究者、自治体や財団あるいは民間産業・企業がスポーツ・健康に関わって管理・運営する種々の組織の研究者・職員等」を挙げ、「社会情勢を踏まえれば、本研究科・博士後期課程の修了後に予想される進路について、その人材需要が高まっていくことは明らかである」との記載があるが、本課程修了生に対する社会的需要が客観的データに基づいて示されていないため、社会的ニーズがあることを客観的根拠を用いて明確に説明すること。</p> | 是正事項 |
| 【教育課程等】 | | |
| 5 | <p><科目の目的や学修内容の妥当性が不明確>
 「スポーツ健康学高度開発演習(実践研究/理論研究)」について、例えば、「実践に精通した博士号取得者の養成をねらい」とする一方で、実践研究によらず理論研究によることを認めているなど、科目の目的や学修内容の妥当性が不明確である。ディプロマ・ポリシーとの関係や必修科目として置く趣旨と併せて、同科目の目的を明確にした上で、学修内容の妥当性を改めて説明すること。</p> | 是正事項 |
| 6 | <p><社会人学生への配慮が不明確>
 「リカレント教育の視点から、社会人に対しても積極的に門戸を広げたい」との記載があるが、社会人学生への教育課程上の配慮が不明確であるため、具体的に説明すること。</p> | 是正事項 |
| 7 | <p><研究指導体制が適切か不明確>
 研究指導体制について、本課程では、学生1名につき「主指導教員1名、副指導教員1名」の体制としているが、博士後期課程においては「主指導教員1名、副指導教員2名」の体制が一般的と考えられるため、本課程における体制で研究指導の質を担保できることを説明すること。また、「スポーツ健康学高度開発演習(実践研究/理論研究)」において、いずれの領域を選択しても、「実践研究」又は「理論研究」を指導できる教員を配置しているか説明すること。</p> | 是正事項 |
| 8 | <p><研究倫理審査体制が不明確>
 研究倫理についての教育に関する記載はあるが、学位論文の研究倫理審査についての体制等が不明確であることから、明確に説明すること。</p> | 是正事項 |

審 査 意 見

9	<p>【教員組織等】</p> <p><教員組織の将来構想が不明確> 教員の年齢構成が比較的高齢に偏っていることから、教育研究の継続性を踏まえ、若手教員の採用計画など教員組織の将来構想を明確にすること。</p>	是正事項
10	<p>【名称、その他】</p> <p><教育・研究上必要な施設・設備が十分に整っているか不明確> 本課程の学生が利用する研究室(自習室)が、収容人数に対して狭隘(きょうあい)であり、また、教育研究設備についても、学部及び修士課程の学生との共用とされているため、本課程の学生の教育・研究に支障がないか疑義がある。このため、本課程の学生の教育・研究上支障のない研究室(自習室)及び教育研究設備が整備されている計画であることを明確に説明すること。</p>	是正事項

令和3年度開設予定大学等 審査意見(第一次)

区分	私立	警告
大学名	東海大学大学院	
学部等名	体育学研究科 体育学専攻(D)	

審査意見		
	<p>【大学等の設置の趣旨・必要性】</p>	
1	<p>＜設置の趣旨、養成する人材像等の整合性が不明確＞ 設置の趣旨・必要性について、大学院のカリキュラムと企業をはじめとする社会のニーズとの間にギャップが生じていることを理由として挙げているが、本大学院の養成する人材像等が企業をはじめとするニーズとどのように整合しているかの分析がなされておらず不明確である。また、設置の理由を説明する中で、例えば「多様性を重んじ」「他領域との研究・教育における融合を推し進める」としているが、これらの特色が養成する人材像や教育課程等にどのように対応しているか不明確である。これらの点について具体的に説明すること。</p>	是正事項
2	<p>＜ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーと教育課程の整合性が不明確＞ ディプロマ・ポリシーの内容が抽象的な内容となっていることに加え、カリキュラム・ポリシーの内容がディプロマ・ポリシーに基づいた教育課程の編成方針・内容・教育方法になっておらず、整合性が不明確である。ディプロマ・ポリシーをより具体的にした上でカリキュラム・ポリシーについて適切に改め、教育課程との整合性について具体的に説明すること。</p>	是正事項
3	<p>＜卒業生の社会的需要が不明確＞ 卒業生の社会需要について、企業等への調査は3件のみヒアリングでの実施となっているほか、各社からのヒアリングでは具体的な数値は示されていない上に、調査先の各企業等は教育・スポーツ系分野の博士号学位取得者を多数採用しているという状況ではなく、社会的需要が不明確である。客観的な数値で具体的に説明すること。</p>	是正事項
4	<p>＜学生確保の見通しが不明確＞ 他大学院の体育・スポーツ系博士後期課程の定員充足状況について、「概ね定員を充足」しているが、実際に過去3年の入学定員の平均充足率が100%を超えているのは3分の2程度であり、必ずしも充足率が高いとは言えない。また、在学生一学年のみに行った進学意向調査の結果においては進学希望者は5名のみにとどまっており、卒業生や社会人等に対する調査も行っていないことから中長期的な需要が見込まれるか懸念がある。これらの事項について、客観的な数値に基づいて具体的に説明すること。</p>	是正事項
	<p>【教育課程等】</p>	
5	<p>＜既設課程との関係が不明確＞ 本課程は、既設の修士課程を基礎として設置し、既存の領域の研究内容や高度解析技術を発展させるものとしているが、授業概要やシラバスに記載された具体的な授業の内容では、修士課程の指導からどのように高度化しているか不明確である。既設の修士課程のカリキュラム内容等と比較し、どのように専門性が高まっているのか、他領域との融合をどのように担保しているのか、より詳細に説明すること。</p>	是正事項

審査意見

<p>6</p>	<p><研究指導・博士論文審査体制が不明確> 研究指導や博士論文の審査体制において、研究指導教員の決定基準や決定の主体や博士論文の審査に当たる主査の決定基準等が示されていない。また、博士論文審査は学位規程に基づいて実施する旨記載があるが、資料が提出されていない。研究指導・博士論文審査に関する規程等の資料を提出した上で、これらの点について具体的に説明すること。</p> <p>【教員組織等】 特になし。</p> <p>【名称、その他】 特になし。</p>	<p>是正事項</p>
----------	--	-------------

令和3年度開設予定大学等 審査意見(第一次)

区分	私立
大学名	松本大学大学院
研究科等名	健康科学研究科 健康科学専攻(D)

審査意見

【大学等の設置の趣旨・必要性】

- | | | |
|---|--|------|
| 1 | <p><本課程の設置の必要性が不明確></p> <p>本課程設置の必要性について、以下の①～③の観点が見示されており、「博士後期課程設置の目的」において「健康科学分野において、研究者として自立して研究活動を行うことができる人材、または、より高度な知識、技術等を修得し、基礎的・実践的課題の解決へ指導的役割を果たすことができる人材を養成する」ことが目的として掲げられているが、当該人材の具体的な役割やキャリアパス及び博士後期課程において養成する必要性が不明確であることから、既設の修士課程との違いも含め、改めて明確に説明するとともに、以下の点が不明確であることから適切に対応すること。</p> <p>(1)「① 健康科学分野での今後の課題」の説明において、「健康をめぐる問題はより深刻なものとなり、その解決のためにはより高度な専門性が求められ、指導的人材の養成も急務である」とされているが、本課程に関連する「健康科学」が具体的にどのような領域を指しているのかや、「健康科学」のより高度な専門性の具体的な内容及び範囲が不明確であることから、具体的に説明すること。</p> <p>(2)「② 地域における博士後期課程設置の必要性」の説明において、現在の修士課程の取組及び必要性の説明は見受けられるものの、「『健康科学』を扱う学術研究拠点」としての博士後期課程を設置する必要性については、簡単な記載に留まり、十分な説明とはなっていない。また、資料5「設置に関するアンケート調査結果」においても、本課程の設置構想及び科目設定に「関心がある」ことが読み取れるにとどまり、必要性の説明の根拠としては不十分である。については、あらためて根拠を明示した上で、地域において博士後期課程を設置する必要性を明確に説明すること。</p> <p>(3)「③ 国際的に求められる博士後期課程」の説明において、「健康運動指導士」の資格を取得することと、中国での予防医学の高度な指導者となることとの関連性が不明確なため、明確に説明すること。</p> <p>また、「諸外国から広く留学生を受け入れられるようにする」ことを前提とする設置計画なのであれば、受入れ時の経費支弁能力の確認や在籍管理、入学後の履修指導や生活指導に係る必要な体制を整備する必要があると考えられるが、関連する記述が見受けられないので、明確に説明すること。</p> | 是正事項 |
| 2 | <p><カリキュラム・ポリシーと教育課程の対応状況が不明確></p> <p>カリキュラム・ポリシーと教育課程上の各科目との対応関係及びその考え方が示されていないため、カリキュラム・ポリシーの妥当性が判断できない。については、教育課程における意見を踏まえた上で、カリキュラム・ポリシーと教育課程の対応関係及びその考え方について、ディプロマ・ポリシーとも照らし明確に説明すること。また、専門科目に「栄養科学」、「スポーツ科学」、「人文・社会科学」の3つの領域を設定しているが、当該領域の設定方針や個別科目の配置の考え方について十分な説明が無く、妥当性を判断できないことから、併せて明確に説明すること。</p> | 是正事項 |

審査意見

- | | | |
|---------|---|------|
| 3 | <p><学生確保の見通しが不明確>
 修士課程在学学生及び修了予定者へのアンケートの結果が学生確保の見通しの客観的な根拠の一部として示されているが、いずれにおいても明確な入学の意向を得られていないことから、あらためて調査・分析を行い、学生確保の見通しについて継続的・安定的に定員充足が見込める根拠を明確に説明すること。</p> | 是正事項 |
| 【教育課程等】 | | |
| 4 | <p><「健康科学」に関する科目の追加>
 ディプロマ・ポリシーに掲げるいずれの項目も「健康科学」をその対象範囲として設定していることに鑑み、本専攻における「健康科学」の各領域を網羅した内容を備えた科目(演習を含む)を博士後期課程において設定すること。</p> | 是正事項 |
| 5 | <p><領域名称の妥当性が不明確>
 専門科目の「スポーツ科学領域」には、「健康科学演習(スポーツ科学)」以外にもより広範な科目が含まれることから、当該領域の名称を改めること。</p> | 是正事項 |
| 6 | <p><個別科目の名称と内容が不整合>
 スポーツ科学領域の「健康科学演習(スポーツ科学)」の授業概要には「本講義では、体育科学・スポーツ科学領域のなかでも、人文・社会科学系に関する諸問題について理解を深め、その解決の糸口を探求する」と説明されているが、科目名からは自然科学系の内容と誤解される可能性があることから、授業内容を科目名称に合わせて変更するか、授業内容を適切に反映する科目名に変更すること。</p> | 是正事項 |
| 7 | <p><学位論文の審査基準及び研究指導内容が不明確>
 学位論文の審査基準及びそれに伴う研究指導の内容について、以下の観点で不明確なことから、明確に説明すること。</p> <p>(1) 博士論文審査の前提条件である「査読のある国際(英文)学術雑誌に掲載されたもの」について、「国際(英文)学術雑誌」については、一定の基準を設けるなど定義を明確にすること。また、「国際的な評価になじまない分野にあっては邦文で書いた学位論文も可とするが、内容の一部はその分野の学術雑誌に発表されたもの」については、「国際的な評価になじまない分野」がどういったものが想定されるかをはじめ、詳細が不明確なため、どのように質の確保を図るかをより詳細に説明すること。</p> <p>(2) 論文審査は主研究指導教員を主査とし、副研究指導教員と専任教員各1名を副査とするとあるが、指導教員がどのように審査に関わるのかなど、指導教員を主査としても、論文審査の客観性や公平性が十分担保できることを明確にした上で、論文指導体制の妥当性を説明するか、必要に応じて適切に改めること。</p> | 是正事項 |

審査意見

8	<p><博士前期課程開講科目の位置付け等が不明確> 博士後期課程から入学した者について、博士前期課程開講科目の履修を前提とした修了要件が定められているが、当該科目の内容や本課程における位置付けが明らかにされなければ教育課程の妥当性が判断できない。ついては、教育課程の編成の考え方の説明を加えるとともに、博士前期課程の科目のうち、博士後期課程の修了要件に係る科目のシラバスを添付すること。</p>	是正事項
9	<p><長期インターンシップの具体的な運用方法等が不明確> 「社会での課題解決を目的とする研究にあつては、現在、修士課程でも導入している『インターンシップ演習』2単位を履修させ、長期インターンシップとする。」とあるが、この長期インターンシップの位置付けや詳細な運用方法等が示されていないため、これらについて示すこと。</p>	是正事項
10	<p><外国留学の詳細が不明確> 大学院生が外国へ留学することも考えられる旨の記載がなされているが、本課程における留学の位置付けや、留学に際しての学生へのフォロー及び安全確保体制等に関する記載が見られないことから、それらについて説明を追加すること。</p>	是正事項
11	<p>【教員組織等】 <教員組織の将来構想が不明確> 教員の年齢構成が比較的高齢に偏っていることから、教育研究の継続性を踏まえ、若手教員の採用計画など教員組織の将来構想を明確にすること。</p>	是正事項
12	<p>【名称、その他】 <設備・器具等の名称について> 実験実習室を中心に整備されている主な機器等の記載がなされているが、一般的に通用している機器の名称とは異なるものが散見されることから、網羅的に確認し、必要に応じて記載をあらためること。</p>	改善事項

令和3年度開設予定大学等 審査意見(第一次)

区分	私立
大学名	京都橘大学大学院
学部等名	健康科学研究科 健康科学専攻(M)

審査意見		
	【大学等の設置の趣旨・必要性】	
1	<p><健康科学の内容と教育体系が不明確> 本計画は既存の専攻に救急救命学領域を加え、それぞれの領域を横断的統合的に理解・研究・指導しうる人材の養成を目指しているとあるが、4コースの教育課程や履修モデルではそれぞれの領域の科目の履修が中心となっており、図でも示されている健康科学の体系との関係性も不明確である。本専攻における健康科学がどのように4学問領域の横断的統合的な学問体系であるのか示した上で、4コースの学生がそれぞれどのような科目で他の領域の分野の知識等を修得し、横断的統合的な教育・研究活動を行うか、明確にすること。</p>	是正事項
2	<p><教育目標の実現可能性が不明確> 本課程の教育目標に「人間のこころとからだに多角的な視点から科学的にアプローチ」することが掲げられており、カリキュラム・ポリシーを勘案すると、共通基礎科目の履修によって当該教育目標の達成に必要とされる知識を学ぶこととされているが、そのほとんどが選択科目となっており、当該教育目標の実現可能性に疑義がある。このため、共通基礎科目の履修により、どのように当該教育目標が達成されるのか明確に説明すること。</p>	是正事項
3	<p><心理学に係るコースの違いが不明確> 心理学コースと臨床心理学コースとの養成する人材像や取得する能力などの違いが明確でなく、心理学の領域の複数のコースを設定する理由が不明確であるため、説明すること。また、学生に対し違いをどのように理解させるのか、併せて説明すること。</p>	是正事項
4	<p><心理学に係るコースの博士後期課程との連続性が不明確> 教育課程が研究者養成のためのものとなっておらず、博士後期課程との連続性が不明確であるため、説明すること。</p>	是正事項

審査意見

5	<p>＜学生確保の見通しが不明確＞ 長期的かつ安定的な学生確保の見通しについて、以下の点を含めて、改めて明確に説明すること。</p> <p>(1)既設の健康科学専攻修士課程における志願状況を根拠の一つとして挙げ、入学定員を上回る志願者を得ていることをもって学生確保の見通しを説明しているが、直近2年間は入学者数が入学定員を下回っており、長期的かつ安定的な学生確保の見通しがあるとは判断できない。</p> <p>(2)本課程への入学意向に係るアンケート調査結果を根拠の一つとして挙げ、「ぜひ入学したい」及び「条件があれば入学したい」の回答数をもって学生確保の見通しを説明しているが、その入学時期を見ると、「数年の社会人経験後」と回答した者が延べ10人、「5年程度の社会人経験後」と回答した者が延べ5人となっており、入学定員の学生を長期的かつ安定的に確保できる見通しがあるとは判断できない。</p>	是正事項
	【教育課程等】	
6	<p>＜救急救命学コースの教育内容が不明確＞ 救急救命学コースについて、以下の点に対応すること。</p> <p>(1)教育課程の編成と特徴において、コミュニケーション能力を修得するための科目を配置するとあるが、現在の科目配置状況では養成する人材像がもつ能力を備えられるか不明確であるため、科目配置の妥当性を説明するか、必要に応じて科目配置を修正すること。</p> <p>(2)救急救命学領域の科目のシラバスでは、教育内容が疾患の知識に偏っており、人権の問題、法的な問題、心理的な外傷の問題、家族の問題等、心理社会的な側面を教授する内容が不足していると考えられるため、当該知識を修得できるよう科目配置を改めること。</p>	是正事項
7	<p>＜科目内容が不十分＞ 「発達障害特論(福祉分野に関する理論と支援の展開)」について、公認心理士資格関連科目であることを踏まえ、発達障害以外の様々な障害、高齢者や児童への福祉に関する知識についても教授する内容を含めるよう改めること。</p>	是正事項
8	<p>＜学外実習の内容等が不明確＞ 臨床心理学コースの学外実習科目について、各実習施設における教育内容及び指導担当者を明確にすること。また、指導担当者については取得資格や実務経験等、指導に当たり適切な能力を備えているか、併せて明確にすること。</p>	是正事項

審査意見

9	<p><研究指導体制が不明確> 研究指導体制について、以下の点を明確に説明すること。【両課程共通】</p> <p>(1)「研究指導については、博士前期課程・後期課程を含めても、主研究指導教員1人に学生は多くても2人から3人程度と想定される」旨の説明があり、これは博士前期課程における想定募集人員である「理学療法学コース5人程度、臨床心理学コース5人程度、心理学コース2人程度、救急救命学コース2人程度」を前提としたものと見受けられるが、当該募集人員はあくまで想定であり、いずれかのコースに学生数の偏りが生じた場合にも、適切な研究指導が可能な体制が構築されているのか不明確である。このため、学生の専攻分野の偏りに関わらず、適切な研究指導が可能な体制が構築されていることを明確に説明すること。</p> <p>(2)主研究指導教員と副研究指導教員の決定方法が不明確なため、具体的な決定方法や決定時期を明確に説明すること。</p>	是正事項
10	<p><学生の負担が過重でないか不明確> 臨床心理学コースの学生は他のコースの学生と比較し取得する単位数も多く、学外実習科目の履修もあり、自身の研究活動等を無理なく実施できる教育課程となっているか不明確であるため、過度な負担となっていないか説明すること。</p>	是正事項
11	<p><シラバスの記載が不十分> シラバスについて、以下の点を明確に説明するか、適切に改めること。【両課程共通】</p> <p>(1)「成績評価の方法」に「参加度」とあるが、どのように客観的に評価するのか不明確であることから、明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。</p> <p>(2)オフィスアワーの有無について明示されていないが、学生の学修及び研究をより充実させるため、オフィスアワーを設けるとともに、係る案内をシラバスに明示すること。</p>	是正事項
12	<p><学修成果の評価方法が不明確> 学修成果の評価方法について明確な方針の記載がなく、カリキュラム・ポリシーにも定められていないことから、適切に改めること。【両課程共通】</p>	是正事項
13	<p><長期履修を説明する機会の確保> 社会人学生の長期履修について、履修モデル等を示し、制度を入学前に説明する機会を確保することが望ましい。</p>	改善事項
14	<p>【教員組織等】</p> <p><コース別の専任教員の体制の妥当性が不明確> コースごとの学生受入れの想定人数を示しているが、学生の希望により想定人数を上回る受入れとなった際に、柔軟性のある教員の対応が可能な体制となっているか不明確であるため、説明すること。</p>	是正事項

審査意見

15	<p><専任教員の負担が適切か不明確> 専任教員の当該研究科と既存の学部等における担当科目数や実習科目の巡回指導を踏まえ、各専任教員の負担が過度なものとなっていないか、説明すること。【両課程共通】</p>	是正事項
16	<p><専任教員の専門領域が十分か不明確> 心理学の学問領域は多岐にわたるが、当該専任教員で十分に網羅できる体制となっているか、説明すること。【両課程共通】</p>	是正事項
17	<p><教員組織の適正性が不明確> 「研究倫理学特論」や「精神医学特論(保健医療分野に関する理論と支援の展開)」など、兼任教員が科目の全部又は半数を担当する科目が複数見受けられ、授業中はもとより授業外においても、学生が適切な指導を受けることができるか、また、教育課程全体を通して教育研究上の質が担保された適正な教員組織が編制されているか疑義がある。このため、兼任教員が科目の全部又は半数を担当する科目について、適切な指導体制が確保されていることを明確に説明すること。また、教育研究上の質を担保した適正な教員組織が編制されていることを説明するとともに、必要に応じて専任教員又は兼任教員を適切に配置するなどして教員組織を改めること。</p>	是正事項
	【名称、その他】	
18	<p><実験室等の整備状況が不明確> 動物実験等、教育・研究活動において十分な実験が可能な実験室及び設備が整備されているか疑義があるため、明確にすること。【両課程共通】</p>	是正事項
19	<p><臨床心理センターの実態・実績が不明確> 実習施設として学内の臨床心理センターを使用するとあるが、学外の施設と同様に設備や相談等の実績があるか不明確であるため、説明すること。</p>	是正事項

令和3年度開設予定大学等 審査意見(第一次)

区分	私立
大学名	京都橘大学大学院
学部等名	健康科学研究科 健康科学専攻(D)

審査意見	
	<p>【大学等の設置の趣旨・必要性】</p>
1	<p><健康科学や博士前期課程との関係性が不明確> 博士後期課程の教育課程は博士前期課程の領域を発展的に統合し、健康生命科学領域(基礎)と健康・生活支援科学領域(応用)に分かれているとあるが、本専攻における健康科学との関係性が不明確であり、また、博士前期課程で設定している4コースにおける教育内容や進路とのつながりが明確でなく、連続した教育が行われるか不明確であるため、博士前期課程とのつながりを明確にし、本専攻の健康科学において当該2領域を設定する妥当性を説明すること。</p>
	是正事項
2	<p><ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの整合性が不明確> ディプロマ・ポリシーの②に「高い倫理観を持ち、健康科学のフロンティアに積極的にアプローチする意欲と態度」を、ディプロマ・ポリシーの③に「『根拠に基づく健康科学Evidence-Based Health Sciences』を創造し、国際的に活躍できる研究能力」を掲げているが、カリキュラム・ポリシーには対応する記載がなく、また、教育課程上も対応する科目が見受けられず、どのように当該能力を身に付けるのか不明確である。このため、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの整合性について、教育課程も含めて、明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。</p>
	是正事項
	<p>【教育課程等】</p>
3	<p><研究指導體制が不明確> 研究指導體制について、以下の点を明確に説明すること。【両課程共通】</p> <p>(1)「研究指導については、博士前期課程・後期課程を含めても、主研究指導教員1人に学生は多くても2人から3人程度と想定される」旨の説明があり、これは博士前期課程における想定募集人員である「理学療法学コース5人程度、臨床心理学コース5人程度、心理学コース2人程度、救急救命学コース2人程度」を前提としたものと見受けられるが、当該募集人員はあくまで想定であり、いずれかのコースに学生数の偏りが生じた場合にも、適切な研究指導が可能な体制が構築されているのか不明確である。このため、学生の専攻分野の偏りに関わらず、適切な研究指導が可能な体制が構築されていることを明確に説明すること。</p> <p>(2)主研究指導教員と副研究指導教員の決定方法が不明確なため、具体的な決定方法や決定時期を明確に説明すること。</p>
	是正事項

審査意見

4	<p><学生の利益保護> 「健康科学部3学科と健康科学研究科健康科学専攻博士課程(博士前期課程・博士後期課程)との関係」を示した図を見ると、博士前期課程において「臨床心理士特修領域」を専攻した学生が、博士後期課程において「健康生命科学領域」を学ぶことができないように見受けられるため、その理由を明確に説明するか、適切に改めること。</p>	是正事項
5	<p><シラバスの記載が不十分> シラバスについて、以下の点を明確に説明するか、適切に改めること。【両課程共通】</p> <p>(1)「成績評価の方法」に「参加度」とあるが、どのように客観的に評価するのか不明確であることから、明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。</p> <p>(2)オフィスアワーの有無について明示されていないが、学生の学修及び研究をより充実させるため、オフィスアワーを設けるとともに、係る案内をシラバスに明示すること。</p>	是正事項
6	<p><学修成果の評価方法が不明確> 学修成果の評価方法について明確な方針の記載がなく、カリキュラム・ポリシーにも定められていないことから、適切に改めること。【両課程共通】</p>	是正事項
7	<p><副論文の執筆スケジュールが不明確> 博士論文の審査基準において副論文の執筆の有無を挙げているが、計画を立てる学生に明確に示すよう、スケジュールに組み込むことが望ましい。</p>	改善事項
【教員組織等】		
8	<p><専攻ごとに置くものとする教員の数が設置基準を満たしていない> 専攻ごとに置くものとする教員の数について、大学院設置基準の規定を満たしていないため、適切に改めること。</p>	是正事項
9	<p><専任教員の負担が適切か不明確> 専任教員の当該研究科と既存の学部等における担当科目数や実習科目の巡回指導を踏まえ、各専任教員の負担が過度なものとなっていないか、説明すること。【両課程共通】</p>	是正事項
10	<p><専任教員の専門領域が十分か不明確> 心理学の学問領域は多岐にわたるが、当該専任教員で十分に網羅できる体制となっているか、説明すること。【両課程共通】</p>	是正事項

審 査 意 見

審 査 意 見		
11	<p>【名称、その他】</p> <p><出願資格審査の内容が不明確> 出願資格の一つに、「本大学院において、個別の出願資格審査により、修士の学位または専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、入学時に満24歳に達する者」とあるが、「個別の出願資格審査」の具体的な内容が不明確なため、志願者があらかじめ認識できるよう、当該審査に係る手続等を明らかにすること。</p>	是正事項
12	<p><実験室等の整備状況が不明確> 動物実験等、教育・研究活動において十分な実験が可能な実験室及び設備が整備されているか疑義があるため、明確にすること。 【両課程共通】</p>	是正事項

令和3年度開設予定大学等 審査意見(第一次)

区分	私立	警告
大学名	関西医科大学大学院	
学部等名	医学研究科 医科学専攻(M)	

審査意見

審査意見		
1	<p>【大学等の設置の趣旨・必要性】</p> <p><養成する人材像が不明確> 養成する人材像として「先端医科学分野」、「ゲノム医科学分野」及び「医用工学分野」ごとにいくつかの例が示されているものの、いずれも抽象的な記述に留まっており、養成する人材像に適切に対応した3つのポリシー、教育課程が備わっているかが判断できない。本専攻の修了生が、想定される進路先において具体的にどのような役割を担うこととなる見通しであるかをキャリアパスも含め養成する人材像を明確に説明するとともに、3つのポリシー及び教育課程についても実現可能性に照らして修正するなど全体として整合した設置計画となるよう対応すること。</p>	是正事項
2	<p><ディプロマ・ポリシーの設定の妥当性が不明確> 養成する人材像の内容が不明確であることに加え、それらが3つの分野ごとに掲げられていることから、ディプロマ・ポリシーがそれぞれの分野における養成する人材像に共通して対応しているかが不明確である。養成する人材像ごとに、ディプロマ・ポリシーをより具体的な記載に改めるとともに、ディプロマ・ポリシーの設定の考え方も含めその妥当性について明確に説明すること。</p>	是正事項
3	<p><カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの整合性が不明確> カリキュラム・ポリシーについて、ディプロマ・ポリシーとの対応関係が示されておらず、その整合性が確認できない。については人材養成像の設定も踏まえ、カリキュラムマップ等を示してカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの関係性や妥当性について明確に説明すること。</p>	是正事項
4	<p><本専攻と博士課程との関係が不明確> 「修士課程を修了し、さらに高度な研究を希望する学生は、研究分野として本課程と継続性のある本学既設の医学研究科博士課程へ進学」と記載されているが、医学研究科博士課程の研究分野のうち、「医用工学」分野の修了生が進学する分野が読み取れない。本専攻と医学研究科博士課程とで研究分野としてどのような継続性があるのか、具体的に説明すること。なお、本専攻と医学研究科博士課程との相違点についてもあわせて明確にすること。</p>	是正事項

審査意見

5	<p><アドミッション・ポリシー及び入学者選抜について> アドミッション・ポリシー及び入学者選抜に関して以下の点に懸念があることから、適切に対応すること。</p> <p>(1) 分野によっては数学的・統計的素養が必須であると考えられるにも関わらず、アドミッション・ポリシーが抽象的な内容にとどまっていることから、学力の程度など入学者に求める能力が明らかとなるよう改めるとともに、選抜方法との整合性について説明すること。</p> <p>(2) アドミッション・ポリシーにおいて、入学者は「医学部医学科以外の出身者を対象」としているが、文科系の学部や医療系専門学校の出身者も対象と考えているのかが不明確であることから、具体的にどのような要件を充たした者を入学者として想定しているのか明確にすること。</p> <p>(3) 入学者選抜に関して、募集定員を8名とし、「各入試区分、各研究分野の募集定員の割合は設けず柔軟に受け入れる」とあるが、出願資格を踏まえると様々な受験者が想定される中で、入学者が特定の分野に偏ることがないようにどのように対応するのか明確に説明するか、適切に改めること。</p> <p>(4) 入学資格について、「本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められたもので、22歳に達した者」とあるが、外国語を含む2科目の筆記試験と面接でどのように「大学を卒業した者と同等以上の学力」を認定するのか明確に説明すること。</p> <p>(5) 入学者選抜の方法について、筆記試験では「専門科目」に係る内容の試験を行うが、専門科目の具体的な内容が示されていないため、アドミッション・ポリシーとの整合性も踏まえてどのような内容の試験を行うか明確に説明すること。</p>	是正事項
6	<p><大学院設置基準第14条による教育方法の実施体制について> 「本学医学研究科修士課程入学者は、一般の学生のほか本学附属関連病院を含む社会人を想定している」との記載がなされているが、授業の開始時間の設定が、社会人を対象とするものとして適切であるか疑義があることから、必要に応じて修正するとともに社会人学生への支援体制や配慮の方策について具体的に示すこと。</p>	是正事項
7	<p>【教育課程等】 <教育課程の内容が不十分> 教育課程について、以下の通り適切に対応すること。</p> <p>(1) 「大学院総合講義」において研究倫理は取り扱われているものの、専攻する分野によっては更に詳細な倫理教育が必要になると考えられることから、当該内容を教育課程に適切に位置付けること。</p> <p>(2) 「社会連携医工学」については、科目内容に工学的な要素が少く、科目名と合致していないことから適切に改めること。</p>	是正事項

審査意見

	<p>(3) 教育課程全体として、実験・実習系の内容が少ないため、ディプロマ・ポリシーに掲げる「必要な専門的知識と技能」を修得できるだけの内容を備えた科目内容について、分野ごとの必要性に応じて教育課程に適切に位置付けること。</p>	
8	<p><授業方法の説明の趣旨が不明確> 授業の方法において、「普通講義の他、抄読会、集談会等に出席した時は、講義として取り扱う。」「普通演習の他、文献照合、又は抄読会において抄読を担当した時、集談会、学会等において研究発表をした時等は演習として取り扱う」とあるが趣旨が不明確なため、明確に説明するか適切に改めること。</p>	是正事項
9	<p><成績評価の対象が不明瞭> シラバスにおける「成績評価方法・基準」の記述が画一的で具体性に乏しいことから、科目ごとの特性に応じて適切に改めること。</p>	是正事項
	<p>【教員組織等】</p>	
10	<p><教員配置の妥当性が不明確> 本課程の3つの研究分野に対しては、先端医科学分野に18人、ゲム医科学分野に5人、医用工学分野に5人の指導教員をそれぞれ配置すると説明がなされているが、学生を3つの研究分野にどのように振り分ける構想であるのか不明なため、その妥当性も含め、明確に説明すること。なお、入学者選抜の結果、分野ごとの入学者数が想定と大きく異なった場合への対応についても不明であることから、明確に説明すること。</p>	是正事項
11	<p><教員組織体制について> 専任教員について、申請時の構想で、教授25名、准教授4名、講師1名となっている。20～30歳代の専任教員が配置されていないことから、教育研究の継続性を踏まえ、助手・助教を充実させるとともに教員組織の将来構想についてより具体的に説明すること。</p>	改善事項
12	<p><教員負担について不明確> 大学院設置基準第14条による教育方法の特例による教育を実施することとしているが、教員負担への配慮に関し、既設の学部・大学院における教育研究、診療及び管理運営業務等を含めた全体の負担量が不明であるため、専任教員ごとの負担量が分かる資料を示すこと。</p>	是正事項

審査意見

審査意見		
	【名称、その他】	
13	<p><実験・実習用の設備の整備について> 実験・実習を安全に行うには、例えば遺伝子組換えやバイオセーフティに関する設備が必要となる場合があることから、実験・実習を実施するにあたって必要な設備について明記した上で、それらを新規に整備するのか、他の学部等と共用するのか明らかにし、共用とする場合は、その管理責任等についても明確にすること。</p>	是正事項
14	<p><分野名称について> 本専攻の科目区分における分野の名称のうち、「ゲノム医科学分野」については、ゲノムを直接扱うわけではなく、実態はバイオインフォマティクスであり、また、「医用工学分野」についても、「医療用・介護用ロボットの開発者、コメディカルの教育・指導を行う健康科学の専門家、並びに病院業務を最適化させる医療従事者・エンジニアに加えて、医学と工学を融合した学問分野の研究者・教育者」の養成とあり、名称と解離があることから、分野名称について再考すること。</p>	是正事項
15	<p><英語名称についての疑義> 本専攻の課程及び学位の英語名称に関して、本専攻は、「先端医科学」分野、「ゲノム医科学」分野、「医用工学」分野の3つの分野構成を想定していることから、「Medical Sciences」のように複数形とすることが妥当であると考えられることから、英語名称について改めること。</p>	是正事項